

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

〔1〕設置の趣旨

(1) 大学院の沿革と目的

本大学院は、平成 15 年 4 月、高度に専門化された知識と技術を修得した看護職者の養成を目指す「看護学研究科」（設置専攻：看護学専攻[修士課程]）と、人文・社会・自然科学を融合し、幅広く人間の科学にアプローチする「総合人間科学研究科」（設置専攻：医療工学専攻[修士課程]、医療経営学専攻[修士課程]、臨床心理学専攻[博士課程]）の 2 研究科で開設した。

その後、総合人間科学研究科では、平成 16 年 4 月に「医療福祉学専攻[修士課程]」を増設し、平成 17 年 4 月に「医療工学専攻[修士課程]」を「博士課程」に変更した。また、平成 18 年 4 月には、人間環境・社会環境を支える社会生活基盤（インフラストラクチャ）を科学技術的側面から探究する「社会環境科学研究科」（設置専攻：建築・環境学専攻[修士課程]、情報通信学専攻[修士課程]）を開設した。また、平成 19 年 4 月には、総合人間科学研究科に「コミュニケーション学専攻[修士課程]」の増設とともに、「臨床心理学専攻[博士前期課程]」の学生募集を停止し、「実践臨床心理学専攻[専門職学位課程]」に改組し、平成 20 年 4 月に「感性デザイン学専攻[修士課程]」を増設した。さらに、平成 21 年 4 月には、学問分野を整理・改編することによって専門性をより明確にし、管理運営面における機動性を向上させるため「総合人間科学研究科」を発展的に解消し、分割改組した「医療・福祉科学研究科」（設置専攻：医療工学専攻[博士課程]、医療福祉学専攻[修士課程]、医療経営学専攻[修士課程]）と「心理科学研究科」（設置専攻：臨床心理学専攻[博士後期課程]、コミュニケーション学専攻[修士課程]、感性デザイン学専攻[修士課程]、実践臨床心理学専攻[専門職学位課程]）の 2 研究科を設置し、組織体系において学部名称との整合と名称の整合によって学内外への訴求効果を高めるため「社会環境科学研究科」を「工学研究科」に名称変更した。

(2) 教育・研究上の理念・目的

「看護学研究科」における教育上の理念は、崇高な人間性と幅広い視野を基盤にして、学際的で広範な視点から看護学の学識を教授・研究することにより、看護活動の広範化・多様化に応じて、医療の場を含む生活の場で必要とされる看護においてクオリティ・オブ・ライフ(以下 QOL という)の向上を目指しつつ、生活者の視点で対応できる能力と看護課題の解決能力を有し、根拠に基づいた看護学を展開できる看護実践者、看護学系教育者を

育成することである。

これらの理念の下、平成 15 年度より「看護学研究科 看護学専攻」〔修士課程〕を設置し、多くの修了生を輩出してきた。しかしながら、看護系学部・学科を設置する大学は近年全国的に急増し、多くの大学において看護系教員の不足は切実な問題であり、看護教育研究を担う教員の養成は十分とは言えない現状である。

以上のような背景より、今般設置する「看護学研究科 看護学専攻」〔博士課程〕においては特に、博士前期課程、博士後期課程の一貫したカリキュラムのもと、①高度臨床実践能力を發揮し指導的立場に立つ人材の育成、②看護実践の理論化を追求する看護教育研究者の育成、③看護の国際協力に携わる人材の育成を目的とする。

博士前期課程においては、看護教育研究者としての基礎的素質を備えた高度の専門的人材を育成する。その上に立って、博士後期課程においては、グローバルな視点から社会のニーズに対応できる新しい看護学の創造に寄与するとともに、学術的かつ実践的な看護学教育を遂行できる資質・能力をもつ専門的教育研究者の育成を目指す。

(3) 設置する研究科・専攻の課程及び定員、学位等

今般設置する研究科の課程等は次のとおりである。

研究科	専 攻	課 程	修業 年限	入学 定員	収容 定員	学 位
看護学研究科	看護学専攻	博士後期課程	3年	3人	9人	博士 (看護学)

本研究科は、本学呉キャンパス（広島県呉市）に設置する。

[2] 設置の必要性

(1) 設置の必要性

疾病構造の変化に加え、超高齢・少子社会の到来や社会・経済事情の激変の中で、人々の健康に関するニーズは複雑・多様化し、看護に対する社会的な要請は量から質へと転換してきている。特に看護職には、高度技術革新、情報化、国際化など複雑で急激な社会変動の中で、課題探究能力、倫理観、感性を持った豊かな人間性と広い視野に立った専門職として社会に貢献できる優れた看護実践・教育・研究能力が求められている。

このような社会的要請に対し、看護系学部・学科を設置する大学は近年全国的に急増し、そのため多くの大学において看護系教員の不足は切実な問題である。すなわち、看護教育研究を担う教員の養成は十分とは言えない現状がある。

本学は平成 10 年 4 月に保健医療学部 看護学科として開設以来、「生命の尊重と個人の尊厳を基幹とした人間性豊かな人格の育成」を教育目標に、臨床の場で指導的立場として活躍できる人材の養成を目指して看護学に関する教育研究を積み重ねてきた。平成 15 年 4

月には、「保健医療学部 看護学科」を「看護学部 看護学科」に発展改組させるとともに、時代の動向に即応し、社会の強い大学院設置要請に応えるべく、平成15年4月に、大学院「看護学研究科 看護学専攻」〔修士課程〕を設置し、多くの卒業生・修了生を輩出してきた。これらの実績を踏まえ、社会の要請に応えるべく、高度の臨床看護能力をもつ人材の育成、看護教育研究者の育成、看護の国際協力に携わる人材の育成などを目的とし、博士前期課程と博士後期課程の一貫したカリキュラムを立ち上げるに至った。

(2) 社会的背景

①高度実践看護師の需要拡大

本大学院は、看護職者の看護実践における専門的能力と看護学における教育・管理・研究の能力を併せ持つ指導的看護者の育成を目指している。また、保健・医療、福祉施設の看護職に対するリカレント教育の場としての役割も担っており、現在、多くの看護師が働きながら本大学院修士課程を修了し、臨床現場で指導的立場として活躍しているが、さらなる研究課題を追求していくニーズも非常に高まっている現状がある。

医療のますますの高度化に対し、専門看護師や認定看護師、さらに特定看護師など様々な専門特化が行われている。看護師がこのような様々な専門性において高度な実践能力を発揮するためには、多様なヘルスケアニーズに対応できる創造性・主体性を根底にもち、研究課題を追求していく実力を備えて行く必要がある。

②看護学系教育者・研究者の育成の必要性

看護基礎教育の大学教育化が急速に進展する中で、看護学系学部を設置する大学は近年全国的に急増している。一方で、看護学系教育者の不足は顕著であり、現在の医療に対応し得る看護専門職の知識を身につけると同時に研究遂行能力を有する看護学教育者の育成が急務である。本大学院修士課程を修了した者の中には、臨床から教育へと活躍の場を変更した者のほか、看護専門学校の教員や看護系の大学教員も数多い。これらの修了生には博士課程に進学し研究の積み上げを希望する者が多く、博士前期課程と後期課程での一貫したカリキュラムによる教育・研究の充実が求められている。

(3) 社会的要請への対応

①地元等の大学院設置要望

本学が位置する広島県は、被爆による大惨禍を経験し、平和の尊さを痛感し、世界中の人々が平和で豊かに暮らすことを願い、様々な問題に取り組んでいる。その中でも、被爆者の高齢化による介護等、他の都道府県とは異なる特質がある。また、広島県の基本的政策目標として、県民一人ひとりの人権が真に尊重される社会づくりとともに、誰もが生涯を通じて安心して生活できるよう、利用者の立場に立って、各種保健・医療・福祉施策やサービスの充実を図り、「日本で一番住みやすい生活県」を目指している。このような状況

の中、広島県には特に専門的で高度な知識を有した看護師、保健師などの存在が今後より一層必要となる。

また、ますます高度化する医療においては、チームでコ・メディカルメンバーと協働し、リーダーシップや調整機能を発揮しながら患者の権利を擁護するという観点からも、看護の質的向上が求められている。看護専門職としての能力を備えた人材養成に対する社会からの要望は極めて大きく、地元自治体等から本研究科設置に対する強い要望と期待、協力の申し出が寄せられている。

(4) 人材育成の目標

①多様な看護ニーズに応え得る高度専門職業人としての看護実践者の養成

多様化・複雑化・高度化・国際化する看護ニーズに的確に応えていくため、看護の特定分野における看護実践能力や総合的な管理・調整能力を有する人材が求められている。看護基礎教育の大学教育化進展の状況を踏まえ、学部教育で培われた豊かな人間性と基礎的能力に加え、より専門性・独創性を重視した大学院教育を行い、看護管理能力・指導力、総合的調整力を備えた高度専門職業人としての看護実践者を養成する。

②看護学系教育者・研究者の養成

看護の質を向上させるためには、看護学教育研究の充実が不可欠となっている。しかしながら、看護基礎教育の大学教育化が急速に進展する中で、看護学系教員の不足はすでに顕著であり、看護の専門分野における豊かな知識と高度な研究能力を有する資質の高い看護学系教育者や研究者を養成することが急務となっている。看護学教育研究の中核機関として、看護学教育を担う人材を養成するとともに、地域の特性や変化するニーズに的確に対応した看護学の教育研究を推進し、看護学の発展に寄与する研究者を養成する。

(5) 修了後の進路

①病院、保健・医療、福祉施設等における高度実践看護師及び指導的立場に立つ看護師(看護部長、看護師長等)

②大学、研究機関における教育研究職

③海外協力隊員やAMDA (Association of Medical Doctors of Asia) などNPO (Non Profit Organization) 関連の国際看護の専門職

看護教育の大学教育化が急速に進展する中で、看護学系教員の不足は顕著であり、特に教育・研究者としての進路は極めて明るいものがある。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

[1] 研究科の名称

平成 15 年 4 月に「看護学研究科 看護学専攻[修士課程]」を設置していることより、引き続き研究科の名称を「看護学研究科」とする。

[2] 専攻及び学位の名称

看護学研究科には、基礎となる学部・学科である看護学部看護学科を基礎とする専攻として、「看護学専攻[博士課程]」を設置する。

今般の「看護学研究科 看護学専攻[博士後期課程]」の開設にあたり、従来の「看護学研究科 看護学専攻[修士課程]」を「看護学研究科 看護学専攻[博士前期課程]」として取り扱う。

それらの専攻に対応した形で、看護学専攻[博士後期課程]の学位名を「博士（看護学）」とし、看護学専攻[博士前期課程]の学位名を「修士（看護学）」とする。

【別紙資料 1】『広島国際大学組織体系図』 参照

[3] 英訳名称（研究科、専攻、学位）

(1) 研究科の英訳名称

看護学研究科の英訳名称を次のとおりとする。

<看護学研究科>
Graduate School of Nursing

(2) 専攻の英訳名称

看護学専攻の英訳名称を次のとおりとする。

<看護学専攻>
Major in Nursing

(3) 学位の英訳名称

看護学専攻博士前期課程の学位の英訳名称を次のとおりとする。

<修士（看護学）>

Master of Nursing Science (MNSc)

看護学専攻博士後期課程の学位の英訳名称を次のとおりとする。

<博士（看護学）>

Doctor of Nursing Science (DNSc)

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

〔1〕教育・研究の基本方針

本研究科の基礎とする看護学科の基本方針である「生命と人権の尊重」を基盤にして、QOLを向上させる看護を指向し、博士前期課程においては、看護学の理論及び応用能力を幅広く持つ実践者、管理者、教育・研究者を育成し、看護学のさらなる発展に寄与するとともに、健康・人間・環境・生活・ケア・権利等の看護学の主要な概念を発展させるべく地域に根付いた教育研究のフィールドも活用し、地域や国際社会の人材・資源を活かした教育研究活動を展開することを基本方針とする。

また博士後期課程では、特に高度で幅広い視野から総合的・組織的に問題を把握し、解決できる能力を持つ看護実践者、教育・研究者、あるいは国際的に活躍する実践者を育成するために特化した教育・研究内容に焦点を絞ることを基本方針とする。

〔2〕教育・研究の柱

博士前期課程では教育・研究の柱を、「看護基礎科学領域」と「看護実践科学領域」に大きく分類した。高度看護実践指導者、看護学領域の管理者・教育者、将来の看護学系研究者の育成を目指し、学生または大学院生が実践に必要な高度の専門的能力の修得、研究に必要な理論と技術の修得ができるよう配慮する。

博士後期課程では教育・研究の柱を、「看護実践科学領域」の中で「専門基礎分野」「生活支援看護学分野」「健康保健学分野」に分類した。「専門基礎分野」で広く国際的な視野や多様な看護について修得するとともに、「生活支援看護学分野」または「健康保健学分野」において各々の専門的能力を修得できるよう配慮する。

〔3〕教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 編成方針

①博士前期課程

博士前期課程では、「看護基礎科学領域」と「看護実践科学領域」に大きく分類した。「看護基礎科学領域」には、看護学を支持する広範な知識を修得できるような授業科目として、『看護教育学特論』、『看護理論特論』、『看護情報学特論』、『看護研究方法論特論』、『看護倫理学特論』、『看護管理学特論』、『国際看護学特論』を開設する。また、「看護実践科学領域」には、「基礎看護学」、「成人・老年看護学」、「母子看護学」、「地域看護学」の4分野を設け、各専門分野の知識と技術を修得し研究能力を向上させるため、各々複数の講義科目と演習科目を開設し、さらに修士論文執

筆に向けて、各特別研究を開設する。

②博士後期課程

博士後期課程では、専門分野に関わらず履修可能な分野として「専門基礎分野」を設置する。この分野には、看護の様々な専門領域における研究内容について学習する「看護実践科学研究特論」と、国際的視点で看護実践を探求する「国際看護・保健実践学特論」の2科目を開設する。また、「看護実践科学特別研究」の基盤となる専門分野として「生活支援看護学分野」と「健康保健学分野」を設置する。学生は希望する専門性に応じ、2分野のいずれかの科目を選択する。

(2) 編成内容

①博士前期課程

(a) 「**看護基礎科学領域**」においては、看護専門職として必要な資質や知識技術のほか、看護学を支持する広範な知識を修得できるよう授業科目を編成する。主な開設授業科目とその特徴は次のとおりである。

○看護教育能力の育成

研究の基礎能力にあわせ看護専門職として必要な資質や知識と技術を持ち、対象者に適切な指導や調整ができるとともに、看護学の授業展開と、学生に理論的・科学的な教授・学修過程が展開できる人材を養成するために、教育学の理論や方法論の修得を目指す『看護教育学特論』を開設する。

○看護研究能力の育成

看護学は地域の文化との関連が深く、地方自治体のあり方が看護活動に大きく関与していると言われている。広島の地域を例にとると、被爆者の高齢化による介護の問題や山間僻地や瀬戸内島嶼部を含む過疎の医療問題など看護と関連の深い研究課題は山積している。看護学系教育者は言うに及ばず、実践者や看護管理者においても解決すべき研究課題に取り組むため、地域、環境、人間理解のための『看護理論特論』や『看護情報学特論』、『看護研究方法論特論』を開設する。

○看護管理能力の育成

患者の権利擁護という倫理的観点からも、最近の医療現場においては、看護の質の高さが求められる。患者の権利を護り、インフォームドコンセントによる患者の自己決定権を尊重しながら、医療事故、医療過誤を防止し、患者の安全安楽を再優先することは看護の原則である。そのような広い視野の看護倫理、看護理論、看護教育、看護管理などの管理能力を備えた看護指導者として働く人材を育成するために、『看護倫理学特論』や『看護管理学特論』を開設する。

○国際的視野の養成

国際保健・国際看護の諸問題をグローバルな視野で捉えて理解し、国際保健分野の重要な担い手として、問題解決に向けた施策について自らの考えを探求する揚力を得足なうために『国際看護学特論』を開設する。基礎とする学科で開講している国際看護学を継承して国内外で活躍できる人材を育成する。

(b) 「**看護実践科学領域**」においては、「基礎看護学」、「成人・老年看護学」、「母子看護学」、「地域看護学」の4分野を設ける。専門分野の知識と技術を修得し、研究能力を向上させるため、講義、演習及び特別研究で構成し、以下の教育研究を行う。

○「**基礎看護学分野**」では、看護理論の理論的な構造を明らかにし、科学的根拠に基づいた看護実践能力、看護技術の改善・開発能力の修得のほか、看護教育能力を高め学生教育の充実を図る。そのため、3つの特論とそれぞれに対応した演習及び特別研究で構成する。

『基礎看護学特論Ⅰ』、『同演習Ⅰ』では、看護学の基本概念である看護・人間・健康・環境を鍵として、看護理論と論理的な構造、看護の現象としてのつながり、看護実践における看護のサイエンスとアートを探究する。また、看護の現象をケアリング理論を駆使し、コミュニケーション能力を高めて、ケアリングに関する教育方法を演習する。

『基礎看護学特論Ⅱ』、『同演習Ⅱ』では、ヘルスケアニーズや社会の動向等を看護介入法に関する最新の文献や研究成果から考察し、対象の特性及び看護の場に応じた生活援助法を教授する。また、多様性を持つ人間の特性を踏まえ、生活の営みに合わせた具体的援助方法について、生活援助法を高めるための看護介入法の基本的要素を探究する能力を養う。

『基礎看護学特論Ⅲ』、『同演習Ⅲ』においては、看護実践の基本である日常生活援助、看護技術など科学的根拠に基づいて行われるために必要な方法論について、生理学的手法をもとに、新しいケア技術・方法を研究・開発できる能力を養うとともに、呼吸・循環生理学的評価法、生化学的手法を用いて看護技術の実証能力を養うこと目的とする。

そして『基礎看護学特別研究』では、基礎看護学分野における特定の課題について研究指導を行い、修士論文を完成させるための過程を指導する。

○「**成人・老年看護学分野**」では、多様な文化・価値観・年齢などの背景を持った成人・老年に対し、理解と尊重を表し、コミュニケーション技術を用い、プライバシーを保護しながら看護の根拠に基づいた看護実践・評価能力の修得を目指す。そのため、3つの特論とそれぞれに対応した演習、及び特別研究で構成する。

『成人・老年看護学特論Ⅰ』、『同演習Ⅰ』では、生活習慣病や難病などの慢性疾患患者の療養生活や自己管理問題を在宅ケアとの連携の視座から講義し、慢性疾患患者の自己管理能力の育成、リハビリテーション、家族への支援の在り方などについて実証的に考察し、看護専門職としての対応の在り方を検

討する。

『成人・老年看護学特論Ⅱ』、『同演習Ⅱ』では、成人期におけるストレス・危機状態が発生する要因、細胞破壊のプロセスと自然治癒過程、感染・免疫とその制御、リハビリテーション、遺伝子治療などについて解説し、主にクリティカルケア領域におけるケアの在り方を充実発展させる理論について探究する。

また、『成人・老年看護学特論Ⅲ』、『同演習Ⅲ』では、老年期にある人やその家族を理解するための理論や、看護実践提供のための実践理論、及びエビデンスに基づいたケアの基本的理論や倫理的課題について教授する。

なお、「成人・老年看護学分野」では、以上いずれの科目においても、成人・老年看護に密接に関わると死の問題に適切に対応できるよう死生観を育成するために、生と死に関わる事象がどのような死生観、価値観を背景としているのか、生と死を扱う諸学・理論などについても教授し、終末期患者とその家族の看護について理解を深めることを視野に入れる。

そして『成人・老年看護学特別研究』では、成人・老年看護学分野における特定の課題について研究指導を行い、修士論文を完成させるための過程を指導する。

- 「母子看護学分野」では、健康レベルが変化しやすい発達段階にある母子の生活状態に応じた対象理解とアセスメントを行い、変化に対応した看護介入の実践能力を養う。そのため、2つの特論とそれぞれに対応した演習、及び特別研究で構成する。

『母子看護学特論Ⅰ』、『同演習Ⅰ』では、看護理論に基づきマタニティサイクルにある女性と家族の健康問題・親子関係・家族関係についての理論と援助論を教授する。特に妊・産・褥婦及び新生児・乳児の健康問題に関する最新の知見や母子保健政策を通し、母子援助の充実発展のためのリーダー的役割について研究する。また、母子看護学の援助方法を発展させていくために、最新の遺伝学分野の新しい知識や知見を教授するほか、マタニティサイクルにある対象の健康状態に応じたアセスメント技法、ケア計画の立案方法等について探究する。

『母子看護学特論Ⅱ』、『同演習Ⅱ』では、リプロダクティブヘルス・ライツに基づき、女性の健康問題を統計資料・先行研究などから明確にする。さらに、科学的根拠を探求するための理論及び手法を教授し、研究課題を明確にするための演習を行う。

そして『母子看護学特別研究』では、母子看護学分野における特定の課題について研究指導を行い、修士論文を完成させるための過程を指導する。

- 「地域看護学分野」では、地域で生活する個と集団に対する看護の問題解決能力を高め、関係機関や関係職種と協働できる能力を養う。地域看護における看護倫理、生命倫理の問題のほか、精神の健康問題を持つ人の権利擁護につい

て考察するとともに、情報収集・統計処理についても教授する。そのため、2つの特論とそれぞれに対応した演習、及び特別研究で構成する。

『地域看護学特論Ⅰ』、『同演習Ⅰ』では、地域学の基礎となる人口、疾病・死亡構造、地域、職域、学校における健康管理のほか、在宅ケアにおける理論と実践について教授し、ケアシステムの構築その他について考察するとともに、児童・生徒の健康問題、健康障害児の健康問題等についてより専門的な知識・技術を修得するため地域での演習を行う。

『地域看護学特論Ⅱ』、『同演習Ⅱ』では、精神障害者の権利擁護の視点に立った社会福祉施設の社会化実践の事例分析、精神障害者の社会復帰と社会参加促進のための条件整備と地域支援システム拡大の実践的具体策などについて教授する。

そして『地域看護学特別研究』では、地域看護学分野における特定の課題について研究指導を行い、修士論文を完成させるための過程を指導する。

これらの教育研究を通して、高度な臨床看護を行う看護実践者、保健医療施設や行政で活躍する看護管理者、看護学系教育者、研究者を育成する。

②博士後期課程

教育課程は「看護実践科学領域」を、「専門基礎分野」、「生活支援看護学分野」、「健康保健学分野」に大きく分類する。さらに、それらを踏まえて、『看護実践科学特別研究』では、各々の特定の課題について研究指導を行い、博士論文を完成させるための過程を指導する。

博士後期課程では、博士前期課程の目的をさらに発展させ、よりグローバルな視点から社会のニーズに対応できる新しい看護学の創造に寄与するとともに、学術的かつ実践的な看護学研究を遂行できる資質・能力を持つ専門的教育・研究者、または国際的に活躍する実践者育成を目指せるよう配慮する。

(a) 「専門基礎分野」においては、国際的な視野を持った研究・教育が出来る看護専門職として必要な資質や知識技術を取得できるよう科目を編成する。主な開設授業科目とその特徴は次のとおりである。

○国際的視野の養成

高度専門分化する医療や多様化するヘルスケアニーズに対応できる知識と熟練した技術を習得し、国や文化を越えて世界的な視野で看護の諸問題を捉え理解を深めること、また、開発途上国における疾病・医療・看護のそれぞれの現状と関連要因、対策等について教授し、日本の医療・看護分野における国際協力の在り方を検証させるため『国際看護・保健実践学特論』を開設する。博士前期課程で開講している国際看護学特論を継承して、国内外で実際に活躍できることを目指す人材を育成する。

○看護研究能力の育成

看護学の研究領域や研究方法は多岐にわたる。看護学系教育者・研究者のみ

ならず、実践者や看護管理者においても解決すべき研究課題に自ら取り組むために、様々な研究領域や方法を理解する必要がある。そのための主要科目として『看護実践科学研究特論』を開設する。博士前期課程で開講している看護研究方法論特論を継承して、さらに様々な研究領域の知見を深めることを目指す。

(b) 「生活支援看護学分野」では、各科目とも博士前期課程の特論・演習をさらに発展させ、より高度な看護実践・評価能力の修得を目指す。この分野は4つの演習で構成する。専門分野の知識と技術を修得し、研究能力を向上させるため、以下の教育研究を行う。

『成人老年生活支援看護学演習』では、難病（筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病など）、遺伝性神経疾患、膠原病、生活習慣病などの慢性疾患にかかった患者や家族の療養生活や生活上の諸問題について検討し、施策や個々のケアの在り方やなど支援の仕方を充実発展させる理論について探究する。特に患者・家族のQOLの視点については重視する。さらにそれらの学習を通して、自らの研究課題に取り組んでいけるような能力の習得を目指す。

『成人老年看護実践・教育学演習』では、成人・老年期にある人やその家族を中心とした健康や生活を支える看護実践の方法論や理論、健康でQOLの高い生活を送るために必要な教育・指導の理論について教授し、健康を支える高度な専門性の高い看護援助の方法論を探究する。さらに、健康でQOLの高い生活を送るための、新たな教育・指導の方法論や理論構築についても検討する。これらの学習から、帰納的、演繹的研究法を修得し、自らが進んで研究できる能力の修得を目指す。

『母性生活支援看護学演習』では、リプロダクティブ・ステージにある対象とその家族のQOLを探求するために、看護学、助産学という枠にとらわれることなく、広く知識を集める能力、集めた知識を整理・活用する能力、さらには、それを伝達、評価する能力、研究としてまとめ発展させる能力を開発することを目指す。

『小児生活支援看護学演習』では、成長発達している子どもとそれを取り巻く生活環境を理解し、さまざまな健康レベルにある子どもとその家族が抱える健康問題・看護の課題を探究しながら健康の保持・増進のための看護援助方法を開発する。さらに日々変化する社会への役割を把握し、これからの子どもと家族に対する看護の方向性を検討する。そして小児に関連する理論や概念の分析を深めるとともに海外との比較検討も加えながら研究に結びつく看護実践能力の修得を目指す。

(c) 「健康保健学分野」では、博士前期課程の特論・演習を基盤とし、看護実践に応用しうる健康保健における新たな理論の修得を目指す。この分野は以下の4つの演習科目で構成される。

『健康発達・健康障害学演習』では、思春期から向老期に至る成人期にある

人々が健康に生活するということについて理解し、健康の維持と回復、特徴的な健康障害、突発的な危機をもたらす状況についての理解を深め、成人の健康回復・維持のための具体的な看護援助ならびに人生途上の死に直面して人生の終末段階を生きる人々への看護支援のために必要な知識を習得する。また、多様化する生活様式の中での健康維持・増進や疾病予防の方策と、効果的な健康教育や疾病対策のあり方について修得する。

『ヘルスケア実践科学演習』では、看護学は人々の健康に寄与する目的でヘルスケアの一役を担う学問の一つである、という考え方から、科学の固有の領域として看護科学の発展を目指し、対象領域の概念化及び新たな知識体系を構成していくために必要な理論及び方法論を探求する。本演習では看護学分野、関連学問分野の知識の蓄積・拡大・精選の能力、新たな知識体系を開発するための研究能力を養う。

『生涯健康保健学演習』では、個人と世帯における類型をいくつか取り上げ、医療や保健ばかりでなく生活面に生ずる課題及びそれに対処できる個人やコミュニティのエンパワメント、ヘルスプロモーションの過程を生涯学習・健康学習の理論と絡めながら検討する。地域に潜在・顕在する生活や健康関連の諸課題を、個人・家族・コミュニティ・看護専門職としての視点から考察することを通じ、多くの資源を巧みに組み合わせながら支援する方法を身につけることを目指す。そのため、講義は事例演習を中心に実施し、学生は与えられた事例について生涯健康保健学の観点からプレゼンを行うこととする。

『精神保健看護学演習』では、人々のメンタルヘルスに焦点をあてた研究能力を養う。具体的には、精神障害者のみならず身体疾患を有する人々やヒューマンケア従事者をも対象に含め、精神的諸問題を抱えることによる日常生活への影響や回復過程、ライフサイクルにおける危機的状況への対処法等、対象の特徴をふまえた健康を維持増進するための対策について検討し、これらの人々のメンタルヘルス改善に向けた新たな方策や理論構築につながる研究のあり方を探索する。

(d) 『看護実践科学特別研究』では、各々の特定の課題について研究指導を行い、博士論文を完成させるための過程を指導する。その課程で、研究内容については看護学部倫理委員会の倫理審査が必須となる。なお、2・3年次には、博士論文の「中間発表会」及び「最終発表会」を開催し、公開方式で実施する。

これらの教育研究を通して、高度臨床実践能力を發揮し指導的立場に立つ看護師、より国際的な視野を持ち、かつ学術的・実践的な看護学研究を遂行できる資質・能力を持つ専門的教育・研究者、または国際的に活躍する実践者を育成する。

〔4〕履修順序、配当年次の考え方

(1) 博士前期課程

1年次においては、前期に「看護実践科学領域」の中の各自の専門領域の『特論』を、後期に『演習』を履修するのが必須である。また、「看護基礎科学領域」の中の『看護研究方法論特論』が必須となる。これ以外の「看護基礎科学領域」の各科目は、必要に応じて1年次に履修することが望ましい。また、自分の専門以外の『特論』『演習』も必要に応じて1年次に履修することが望ましい。

また、2年次には全員が各自の専門領域の『基礎看護学特別研究』、『成人・老年看護学特別研究』、『母子看護学特別研究』、『地域看護学特別研究』を履修し、修士論文を仕上げることになる。その課程で、看護学部倫理委員会の倫理審査が必須となる。なお、2年次には、修士論文の「中間発表会」及び「最終発表会」を公開方式で実施する。

(2) 博士後期課程

1年次においては、前期に「看護実践科学領域」の中の各自の専門領域の『演習』を履修するのが必須である。また、「専門基礎分野」の中の『看護実践科学研究特論』が必須となる。これ以外の「専門基礎分野」、「生活支援看護学分野」および「健康保健学分野」の各科目は、必要に応じて1年次に履修することが望ましい。

そして、2・3年次には全員が各自の専門領域の『看護実践科学特別研究』において、研究をすすめ博士論文を仕上げることになる。その課程で、研究内容については看護学部倫理委員会の倫理審査が必須となる。なお、2・3年次には、博士論文の「中間発表会」及び「最終発表会」を公開方式で開催する。

履修順序については、1年次前期に看護研究能力の育成を目的とした『看護実践科学研究特論』を履修し、同時にあるいはその後に「生活支援看護学分野」と「健康保健学分野」のなかから各自の専門とするいずれかの演習科目を選択して履修することを原則とする。さらに希望する学生は、『国際看護・保健実践学特論』を時期を問わず履修する。また、1～3年次を通じて、『看護実践科学特別研究』をすべての学生が履修し、各自の専門領域の研究をすすめ博士論文を仕上げることとする。

なお、社会人学生においては各自の事情に鑑み、これらの履修順序、配当年次には柔軟に対応する。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

〔1〕教員配置の考え方

「高度実践看護師及び指導的立場に立つ看護師」、「教育研究職」、「国際看護専門職」の養成のために、看護学、保健学、助産学、医学、公衆衛生学領域における研究実績の優れた専門家の教員を配置し、各分野における教育・研究を全般にわたり指導できるように配慮する。

教員配置としては、本専攻の基礎となる「看護学部 看護学科」の専任教員で構成する。

〔2〕教員配置の計画と特色

教育課程は「専門基礎分野」の2科目、「生活支援看護学分野」の4科目、「健康保健学分野」の4科目、及び「看護実践科学特別研究」で構成し、全授業科目は11科目である。これらの科目にすべて専任教員を配置する。多くの科目を複数の専任教員が担当し、広い視野から学生を指導・教育する。

これらを担当する12人の教員は、すべて本専攻の基礎となる「看護学部 看護学科」の専任教員で構成し、8人が博士の学位を、4人が修士の学位を有しており、かつ十分な研究業績や実務経験を有している。

〔3〕専任教員の年齢構成

本大学の定年は満64歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定している。また、教員の任用に際しては、「任用規定」に基づき取り扱い、「特任教員規定」、「客員教員規定」により、人事計画上、必要と判断する場合には、満70歳に達する年の年度末まで雇用することができる。さらに、人事計画上の必要性を考慮し、満70歳を超える者を特別に採用することができる。本研究科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としており、「看護学研究科 看護学専攻」〔博士課程〕開設時における専任教員12人の年齢構成（平成24年4月1日時点）は、“40歳以上50歳未満”が4人、“50歳以上60歳未満”が7人、“65歳以上70歳未満”が1人である。平均年齢は52.5歳であり、特に偏りのないバランスのとれた年齢構成である。

【別紙資料2】『広島国際大学就業規則』 参照

【別紙資料3】『任用規定』 参照

【別紙資料4】『特任教員規定』 参照

【別紙資料5】『客員教員規定』 参照

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

〔1〕教育方法

博士後期課程は、学部および博士前期課程で培った臨床実践能力およびその理論化をさらに高めることを目的とする。そのため、原則として1年次に「専門基礎分野」、「生活支援看護学分野」および「健康保健学分野」の必修科目と選択科目の特論や演習を履修し修了させる。またこれらに併行して、『看護実践科学特別研究』においては、研究のための資料収集や基礎研究を1年次から行う。研究方法の妥当性を検証し研究の質を高めるために、2年次には公開方式の「中間発表会」を行い、そこで特別研究指導教員だけでなく学内外の教員や研究者から研究方法や内容についての助言を行う。その後複数教員の指導を受けながらさらに研究を進め博士論文をまとめ、3年次後期に公開方式の「最終発表会」での審査を経て博士後期課程を修了させる。

〔2〕履修指導方法

より高度な専門知識を効果的に修得させるため、授業科目の履修指導は、研究計画に基づいて当該学生の研究指導担当教員が行う。

効果的に科目を選択できるよう、目安となる指針を設け、それにあわせた履修モデルを設定するが、履修指導にあたっては、学生個々の資質と希望に従って柔軟に行う。

また、研究指導担当教員は、学生個々の理解度、学修及び研究の進度を確認しながら指導する。

科目の履修は、専門的実践の基礎となる科目、博士論文作成に必要な科目を考慮して3年間で計画的に行う。1年次は主に講義や演習科目を履修し、同時に特別研究の準備を始め、これらの基礎と準備の下に1~3年次に研究を進め、博士論文を完成させる。

【別紙資料6】

『広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）の教育課程及び履修モデル』 参照

〔3〕研究指導方法

研究指導担当教員は、学生個々の研究目的が達成できるように指導・助言を行い、それぞれの研究意欲・目的・関心に沿った研究課題を自ら選択させ、具体的な研究方法の指導、文献研究等を通じて、段階的に研究を深化させ、自立して研究を継続しうる高度の研究能力を養成するとともに、論文構成ができるよう指導を行う。特に、高度専門看護職を目指す者については、その実務的な専門領域に関連する研究課題を選択させ、これに関する研究の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果をあげることができるよう指導す

る。

1 年次では研究計画に沿って、具体的なテーマ、自らの研究課題・方法等を明らかにし、研究の基礎を身に付ける。2 年次以降は、学会や研究会への参加等も奨励し、研究の中間の成果は、段階的に報告し、学生相互の討議を重視して行う。博士論文の作成に向けては特別研究の担当教員のみならず、研究科の教員が総合的に指導する体制を構築する。

〔4〕修了要件

「看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）」の修了要件は、本専攻に3年以上在學して、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。なお、学位審査の前提条件は、「学位論文の根幹となる学術原著論文（査読付き）1報以上が受理されていること」とする。

最終審査の合否は、主査及び副査による審査結果報告に基づき、看護学研究科委員会の議を経て、看護学研究科長及び当該研究指導教員を除く構成員による無記名投票を行い、過半数の同意をもって合格とする。

博士論文については、全文を図書館において閲覧することができる。

〔5〕履修のオープン化

複合的な視野と知性を育てるために、教育上有益と認められるときは、必要に応じて学生に、他の大学院等及び本大学院の他の研究科の講義科目の履修を認め、修了に必要な単位に算入することを可能とする。また、学会等の研修会の受講を授業内容として認めるこことを積極的に推進する。

特別研究指導教員が教育上・研究上有益と認めるとき、学生に他の大学院または研究所等において研究指導をうけさせることができるようしている。

〔6〕希望する進路に応じた履修モデル

①保健・医療、福祉施設(管理者等)志向モデル

高度実践看護師及び指導的立場に立つ看護師（看護部長、看護師長等）を志向する学生に対応するモデルである。

必修科目の「看護実践科学研究特論」、「看護実践科学特別研究」に加え、選択科目の「成人老年看護実践・教育学演習」などを履修する。

②教育研究機関志向モデル

大学、研究機関における教育研究職を志向する学生に対応するモデルである。

必修科目の「看護実践科学研究特論」、「看護実践科学特別研究」に加え、選択科目の「ヘルスケア実践科学演習」などを履修する。

③海外医療活動志向モデル

海外協力隊員やAMD AなどN P O関連の国際看護の専門職を志向する学生に対応するモデルである。

必修科目の「看護実践科学研究特論」、「看護実践科学特別研究」に加え、選択科目の「母性生活支援看護学演習」などを履修する。さらに、「国際看護・保健実践学特論」を履修することが望ましい。

【別紙資料 6】

『広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）の教育課程及び履修モデル』 参照

6. 施設・設備等の整備計画

本大学は、平成 15 年 4 月の大学院開設以来、「医療・福祉・健康・社会基盤の整備の分野で活躍する高度専門職業人の養成」を目指して、学部・学科に対応した研究科・専攻を設置し、これに必要な施設・設備を整備してきた。

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程は、「生命の尊重と個人の尊厳を基幹とした人間性豊かな人格の育成」を教育目標に、将来、臨床の場で指導的立場として活躍できる人材の養成を目指している。そのため、既設の看護学研究科修士課程及び看護学部・看護学科における施設・設備及びその他教育・研究・学生支援環境の全てを継承し、さらに新たな領域における追加設備をはじめ教育課程に沿った環境整備及び充実を行う。

[1] 施設の整備

本専攻博士後期課程は、基礎となる学部・学科の施設として、看護学関連の各施設設備を共用する。

看護学関連では、「基礎看護実習室 1, 2」、「在宅看護実習室」、「地域・精神看護実習室」「老年看護実習室」、「成人看護実習室 1, 2, 3」、「母性・小児看護実習室 1, 2, 3」、「助产学専攻科実習室」がある。また、本専攻博士前期課程専用の「院生研究室（2 室）」、「院生実験実習室（1 室）」、「院生講義室（3 室）」、「院生ゼミ室（2 室）」がある。これらの施設・設備を用いた研究・教育に加え、本専攻博士後期課程専用の「院生研究室兼ゼミ室（3 室）」、「院生講義室（3 室）」を新たに整備し、研究・教育施設の中心施設とする。

専攻[課程]	使用施設	設置場所
看護学専攻 [博士後期課程]	院生研究室兼ゼミ室 1 (約 72 m ²) [専用]	2 号館 8 階
	院生研究室兼ゼミ室 2 (約 72 m ²) [専用]	//
	院生研究室兼ゼミ室 3 (約 72 m ²) [専用]	//
	院生講義室 4 (約 70 m ²) [専用]	//
	院生講義室 5 (約 34 m ²) [専用]	//
	院生講義室 6 (約 34 m ²) [専用]	//
	院生実験実習室 (約 73 m ²) [共用]	2 号館 7 階

【別紙資料 7】

『広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）施設・設備配置図（専用・共用）』 参照

〔2〕設備の整備

本専攻博士後期課程では、基礎となる学部・学科の設備として、看護学関連の各施設設備を共用する。主として、看護学関連の実験研究用の「訪問看護支援システム」、「超音波骨密度測定装置」、「運動負荷心電図装置」、「蘇生訓練用生体シミュレーター」、「医用サーモグラフィ装置」、「分娩監視装置」等があり、教育・研究に使用する。

また、学生には在学中、いつでも学修できる環境を提供するため、院生研究室に個人ブースタイプの机・椅子、収納庫、学生用の個人ロッカー等の什器類を設置しており、学生は個々に割り当てられたブースを専用使用することができる。履修した授業科目のレポート等の作成・論文作成等を行う。このほか、ネットワーク環境を提供する情報コンセントをはじめ、パソコンやプリンタを整備している。

共用使用施設である講義室には、机・椅子のほか、「プロジェクタ」、「資料提示装置(OHC)」等のAV装置を備えた可動式ラックを配備している。

〔3〕図書館の整備状況及び他の大学図書館との協力体制

(1) 図書の整備

今般新たに設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程の基礎となる「看護学部看護学科」(平成15年4月に、保健医療学部看護学科より改組)を平成10年4月に、「看護学研究科看護学専攻修士課程」を平成15年4月に設置しており、American Journal of Nursing, Community Care, Community Mental Health Journal, Geriatric Nursing, International journal of nursing terminologies and classifications, MCN: American Journal of Maternal/Child Nursingなどの14種の外国雑誌や、インターナショナルナーシングレビュー・看護・Nursing todayといった18種の国内誌など、研究や学修に必要な看護学に関する主要な雑誌について配備している。

特に、看護学部開設以降は、より高度で専門的な図書を毎年精力的に整備しており、医学系分野の書籍が、33,820冊。うち、7,010冊の看護学分野の書籍を有している。

今後も新たに発行される図書、その他、逐次必要となる雑誌については、経常費により毎年増強を図っていく計画である。

(2) 施設の整備

本大学には、本専攻博士後期課程を設置する呉キャンパス(延べ面積1,963m²)のほか、東広島キャンパスに2つの図書館(1号館及び3号館・延べ面積1,658m²)、広島キャンパスに1図書館(延べ面積142.18m²)を設けている。今般、本専攻博士後期課程を設置する呉キャンパスの図書館には閲覧座席数270席・AV視聴覚機器8台・検索端末機14台を設置し、館内では有線LAN、無線LANも使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン10台用意している。

図書の貸出・返却には、図書自動貸出返却装置をそれぞれの図書館に設置し、貸出・返却の手続きが迅速にできるとともに、図書館利用情報ページ「マイライブラリ」を導入し、ネット上から図書の貸し出しが延長できるなど、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

(3) 他の大学図書館等との協力体制

本大学は、各キャンパスに計4館の図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じOPAC（所蔵検索システム）上で、102万冊強の蔵書検索が瞬時にできるうえ、学園内の図書館の図書資料であれば、4,5日で入手できる体制となっている。

さらに、本大学図書館では、国立情報学研究所の指導の下、ILLシステム(NACSIS-ILL)を通して他機関の図書館との相互協力をを行い、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互利用を可能としている。また、書誌情報作成(NACSIS-CATに参加)についても、相互利用業務における図書所蔵館検索時のデータ作成に協力している。

また、平成20年度からは、国立情報学研究所が執り行っている文献複写・現物貸借料金を相殺するILL文献複写等料金相殺サービスに加盟し、迅速な資料提供の体制を整えている。なお、平成21年度における他機関からの相互利用取扱い件数は約1,300件となっている。相殺外の他機関に対しては料金も郵便振替での後納支払いを認め、所蔵調査についても、電話・FAX・電子メールでの受け付けを可能とし、迅速な対応ができている。

7. 既設の学部等との関係

〔1〕基礎となる学部・学科等

看護学研究科看護学専攻博士課程は、平成10年4月開設の「看護学部 看護学科」（平成15年4月に保健医療学部 看護学科から改組）と、平成15年4月開設の「看護学研究科 看護学専攻（修士課程）」を基礎として設置する。

また、同一の種類及び分野の学位を授与している既設の学部等として、平成15年4月開設の「医療・福祉科学研究科 医療工学専攻 博士後期課程」（平成21年4月に総合人間科学研究科 医療工学専攻 博士後期課程から改組）（保健衛生学関係）も基礎とする。

【別紙資料1】『広島国際大学組織体系図』 参照

〔2〕基礎となる学部・学科との関係

（1）博士前期課程

博士前期課程は、看護学部看護学科を基礎として設置する。博士前期課程では基礎とする看護学科の教育研究を基盤として、看護の基本的な領域の専門性がさらに深められるよう教育・研究分野を構成する。

具体的には、基礎看護学領域による「基礎看護学分野」、成人及び老年看護学領域による「成人・老年看護学分野」、母性及び小児看護学領域による「母子看護学分野」、地域看護学領域に精神看護学領域を取り入れた「地域看護学分野」の4分野を教育研究の柱として構成する。

保健医療の現場においては、高度な看護上の判断や技術が要求されており、特に生命の危機や困難な健康問題に対する人間の反応は複雑で、新たな倫理問題も顕在化し、患者やその家族のみならず、広く人々に対する援助のためにより高度な知識と技術が求められている。また、近年の先進的なテクノロジーを取り入れた看護技術を駆使していくことも必要となっている。そして、これらの能力には、看護職自らの臨床能力と同時に、他職種と連携し、ケアを全体的に調整・推進していく能力も求められている。

あわせて、看護学研究においては、看護実践における現象を分析して法則を見出し、より優れた看護の方法を考案し、実証していくことが必要である。実証に基づくさらに新しい看護方法と、学際的な先進技術の活用によるさらなる研究方法の確立が必要であり、そのためには、人間や環境に対する深い知識や洞察力、分析力、記述力と他の分野からの知識や技術を取り入れる能力が必要とされ、同時に、専門職並びに科学を志向する強い信念が求められる。

これらは、充実した大学院教育において培われる能力であり、学部レベルの教育が看護における基本的看護能力と学士レベルの教養を有した看護職の養成であるのに対し、本研

究科では、科学的根拠に基づく看護技術の開発や看護に関する高度で多元的な教育、研究、実務の知識と手法の確立を可能とするレベルの教育研究を行い、看護職者の養成や再教育を担う人材、卓越した看護実践能力を有する人材を育成する。

(2) 博士後期課程

博士後期課程は、看護学部看護学科と看護学研究科看護学専攻（修士課程）を基礎として設置する。基礎とする看護学部 看護学科と看護学研究科 看護学専攻（修士課程）の教育研究を基盤として、看護学の各領域の専門性がさらに深められるよう教育・研究分野を構成する。

具体的には、看護学研究科看護学専攻（修士課程）の「基礎看護学分野」、「成人・老年看護学分野」、「母子看護学分野」、「地域看護学分野」を基礎とした「生活支援看護学分野」と「健康保健学分野」の2分野を教育研究の柱として構成する。

本課程においては、特に高度実践看護師及び指導的立場に立つ看護師、教育・研究者、あるいは国際的に活躍する実践者を育成するために特化した教育・研究内容に焦点を絞ることを基本的理念とする。

【別紙資料8】

『広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）の教育体系図（学部教育との関連図）』 参照

8. 入学者選抜の概要

〔1〕受け入れる学生像

本学大学院では、『豊かな人間性と命の尊厳』を教育の基本とし、高度で専門的な知識や技能を修得させ、国際的視野を備えた専門職業人を育成している。そのため、豊かな人間性を育み、優れた倫理観を宿すことのできる素養を備え持ち、真摯に勉学に取り組み、地道な努力を積み重ねることのできる学生を受け入れている。これまで既設の各研究科・専攻においては、養成する人材像に基づき教育課程を編成するとともに、受け入れる学生像に照らして入試選抜を行っている。

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程においても、教育の基本方針を踏襲し、学術的かつ実践的な看護学研究を遂行できる資質・能力をもつ専門的教育研究者の育成を目的としており、そのような高度専門職業人を熱望する学生を受け入れていく。また、既に専門職業人として従事していてさらに高度な知識・技術を探究する社会人に対しても再教育の場を提供していく。

〔2〕入学者選抜の実施計画

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程の入学者選抜実施は、次のとおり行う。

(1) 入学者選抜の趣旨

① 大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項」に沿って、大学院教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。

入学者選抜は、次の選抜を取り入れ、社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。

- イ 学内進学者入試
- ロ 一般入試
- ハ 社会人入試

② 合格者の決定にあたっては、評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

(2) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿って、次のとおり入学者を選抜する。

① 学内進学者入試

看護学研究科看護学専攻博士前期課程の修了見込者を対象に、在学中の成績を含め

た書類審査及び面接試問並びに筆記試験により合格判定を行う。

なお、本法人の併設大学である大阪工業大学大学院、摂南大学大学院からの進学者についても、同等の条件により選抜する。

② 一般入試

書類審査及び面接試問並びに筆記試験により合格判定を行う。

出願資格は、次の各項のいずれかに該当する者とする。

イ 修士の学位または専門職学位を有する者

ロ 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

ハ 文部科学大臣の指定した者

ニ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で 24 歳に達した者

※ ニ号の入学資格審査は、看護学研究科委員会がこれを行う。

③ 社会人入試

社会人としての経験を有する者に対して、書類審査及び面接試問並びに筆記試験により合格判定を行う。

出願資格は、本学で定義する社会人としての経験を有する者で、次の各項のいずれかに該当する者とする。

イ 修士の学位または専門職学位を有する者

ロ 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

ハ 文部科学大臣の指定した者

ニ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で 24 歳に達した者

※ ニ号の入学資格審査は、看護学研究科委員会がこれを行う。

なお、社会人の定義は、次のとおりとする。

- ・入学時に 3 年以上の社会人としての経験を有する者

9. 管理運営

〔1〕 大学院の組織体系と管理運営体制

本大学院は現在、4 研究科（看護学研究科、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科、工学研究科）を設置している。その運営を掌る委員会として、全研究科に共通する重要事項を協議、審議する「広島国際大学大学院委員会」（以下「大学院委員会」という）、各研究科の運営について審議する「広島国際大学大学院看護学研究科委員会」（以下「看護学研究科委員会」という）、「広島国際大学大学院医療・福祉科学研究科委員会」（以下「医療・福祉科学研究科委員会」という）、「広島国際大学大学院心理科学研究科委員会」（以下「心理科学研究科委員会」という）、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程委員会」（以下「専門職学位課程委員会」という）及び「広島国際大学大学院工学研究科委員会」（以下「工学研究科委員会」という）を設けている。

各委員会における、協議事項、審議事項等は次のとおり。

（1）大学院委員会

「広島国際大学大学院学則」第 10 条に基づき、大学院の管理運営に関する事項を審議するため、大学院における全学組織として「大学院委員会」を設置している。学長が委員会を招集し議長となる。本委員会は、年 6~8 回（程度）開催している。

〔構 成（大学院委員会規定第 2 条）〕

委員会は、次の委員をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 研究科長
- ④ 学生支援センター長
- ⑤ 学長室長
- ⑥ 入試センター長
- ⑦ 図書館長
- ⑧ キャリアセンター長
- ⑨ 国際交流センター長
- ⑩ 各研究科の専攻長

〔協議事項（大学院委員会規定第 3 条）〕

委員会は、大学院の次の事項を協議する。

- ① 学生の入学及び課程修了にかかる基本方針に関すること
- ② 外国人留学生の入学にかかる基本方針に関すること

- ③ 大学院の年間行事予定に関すること
- ④ 大学院の授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ⑤ 大学院の教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関すること
- ⑥ 大学院（専門職学位課程を除く）教員の選考に関すること
- ⑦ 大学院にかかる部内規定の制定・改廃に関すること
- ⑧ 学長が諮問した事項に関すること
- ⑨ その他大学院の管理運営上の重要な事項に関すること

〔審議事項（大学院委員会規定第4条）〕

委員会は、大学院の次の事項を審議する。

- ① 研究科の人事に関すること
- ② 広島国際大学大学院学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
- ③ 教育組織の新設及び改廃に関すること
- ④ 理事会に付議する案件に関すること
- ⑤ その他学長の諮問した事項に関すること

〔報告事項（大学院委員会規定第5条）〕

委員会には、大学院にかかる次の事項を報告するものとする。

- ① 理事会決定事項に関すること
- ② 研究科委員会及び各委員会で協議または審議した事項に関すること

※インデックス8 『広島国際大学大学院委員会規定』 参照

（2）研究科委員会

「広島国際大学大学院学則」第12条に基づき、各研究科に関する重要な事項を審議する組織として各研究科に「研究科委員会」を設置している。本委員会は、研究科ごとに当該研究科長が定例で委員会を招集し議長となる。本委員会は、研究科により開催回数は異なるが、年5～7回（程度）開催している。

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程については、次のとおり「看護学研究科委員会」を設置している。

〔構成（看護学研究科委員会規定第2条）〕

委員会は、次の委員をもって構成する。ただし、学位論文の審査等については、研究科長が指名した研究指導担当教員を加えることができる。

- ① 看護学研究科長
- ② 看護学研究科看護学専攻長
- ③ 看護学研究科教授

- ④ その他看護学研究科長が指名した者

〔審議事項（看護学研究科委員会規定第3条）〕

委員会は、看護学研究科の教育研究上の次の事項を審議する。

- ① 広島国際大学大学院学則に関すること
- ② 看護学研究科の人事に関すること
- ③ 諸規定の制定及び改廃に関すること
- ④ 授業科目及び研究指導の担当に関すること
- ⑤ 学生の入学、休学、再入学及び修了ならびに賞罰に関すること
- ⑥ 試験及び学位論文の審査に関すること
- ⑦ 学長または研究科長が諮問した事項に関すること
- ⑧ その他看護学研究科の重要な事項に関すること

※インデックス8 『広島国際大学大学院看護学研究科委員会規定(案)』 参照

〔広島国際大学大学院 各種委員会の体系図〕

●
広島国際大学大学院
大学院委員会

看護学研究科

● 看護学研究科委員会

看護学専攻 [博士課程] ※現 修士課程(平成23年4月設置届出)

医療・福祉科学研究科

● 医療・福祉科学研究科委員会

医療工学専攻 [博士課程]

医療福祉学専攻 [修士課程]

医療経営学専攻 [修士課程]

心理科学研究科

● 心理科学研究科委員会

臨床心理学専攻 [博士後期課程]

コミュニケーション学専攻 [修士課程]

感性デザイン学専攻 [修士課程]

実践臨床心理学専攻 [専門職学位課程]

● 心理科学研究科専門職学位課程委員会

工学研究科

● 工学研究科委員会

建築・環境学専攻 [修士課程]

情報通信学専攻 [修士課程]

薬学研究科

● 薬学研究科委員会

医療薬学専攻 [博士課程] (平成23年5月設置認可申請予定)

〔2〕研究科における教育・管理運営体制

(1) 研究科長・専攻長の選出及び掌理内容

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程の教学運営業務を掌理するとともに、教員の指揮監督を行う長として、研究科長を配する。研究科長の任命は、看護学研究科の教授のうちから学長の意見を聞き、理事長が行う。

専攻長の任命は、看護学専攻の教授のうちから研究科長の意見を聞いて、学長が申請し理事長が行う。研究科長の命を受けて業務にあたり、当該専攻の教育・研究及び管理運営に関する業務を処理する。

(2) 管理運営体制の整備

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程においては、既設の研究科と同様、研究科長及び専攻長の管理運営の下に、本専攻の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本研究科を設置するにあたって、教学面は「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学大学院教員選考規定」等に準拠しながら運営していく。予算については、基礎となる学部の予算において大学院の収容定員に応じた必要経費を計上する。基礎となる学部との教育・研究の連携を基礎とし、さらに大学院独自の教育・研究における事業展開に対応した計画を策定・施行できるよう配慮している。

【別紙資料9】 『広島国際大学学位規定（案）』 参照

【別紙資料10】 『広島国際大学大学院教員選考規定』 参照

(3) 事務体制

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程は、原則呉キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・学生支援センター・入試センター・キャリアセンター・図書館・情報センターと研究科の事務室が連携して対応する。

既設の研究科・専攻では、基礎となる学部・学科の事務室が庶務及び関連部署との連絡調整等に関する業務を兼務で行っていることから、「看護学研究科」においては、基礎となる学部の「看護学部事務室」の中に「看護学研究科事務室」を設置している。担当者は、当該研究科長及び専攻長の指示に従って、研究科内における管理運営の庶務（予算執行・管理を含む）及び事務処理関係業務をはじめ、研究科内における会議や関連部署との連絡調整等を行っている。なお、看護学研究科委員会に係る業務については、当該研究科長が

所属する看護学研究科事務室が対応している。

10. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成 10 年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成 14 年度及び平成 15 年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学 自己点検・評価報告書」を作成した。

大学院についても、平成 15 年度の開設と同時に取り組みを開始している。当初は学部で実施してきた自己点検・評価事項を踏襲しつつ、本大学院の特性に応じた点検・評価項目の策定、方法等を模索し、平成 17 年度及び平成 18 年度には「広島国際大学 自己評価報告書」を作成した。また、平成 20 年度には認証評価を受審し、大学評価基準を満たしていると認定された。今後も本学の教育と研究の水準を維持し、更なる質的向上のため、点検評価を行い、その結果を報告書で公表する。

薬学部薬学科については、薬学教育の第三者評価機関である「薬学教育評価機構」により、平成 22 年 3 月末までに、各薬科大学及び薬学部は評価基準に基づいた自己評価を実施し、「自己評価 21」として公表することが義務付けられたため、これを受け本大学では、平成 21 年度に「自己評価 21」を作成し、ホームページ上で公表した。

専門職大学院である心理科学研究科実践臨床心理学専攻については、全学的に行ってい る自己点検・評価と同じ内容に照らして点検・評価を行うとともに、本専攻独自の評価項目を設定のうえ自己点検・評価を行うため、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教育評価委員会」を設置し、学外有識者により、定期的に第三者的な立場から本専攻の教育・運営についての意見を求め、教育・研究の持続的な改善を図り、これらの結果についても公表を行う。継続して自己点検・評価を定期的に行い、当該専攻が専門職大学院として一層の充実を目指すための体制とする。また、平成 23 年度には臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関である「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」による、認証評価を受け、当該専攻の専門職大学院としての質の維持と向上に努める。

〔1〕実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、副学長、学部長、大学院研究科長等 26 名で構成している。「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社会的責務」の評価基準に基づき、自己点検・評価に取り組んでいる。さらに、より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成 17 年度から結成している。また、平成 18 年度からは、本ワーキンググループ内に教育系・事務系の作業チームを導入し、こ

れを企画調整部門が調整していく体制に進展させている。平成19年度からは「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、自己点検・評価体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成19年度には日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程で課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。平成20年度には本ワーキンググループを中心に、自己評価報告書を作成し、認証評価を受審した。

大学院についても、平成15年4月の開設後、完成年度を迎えた研究科・専攻において、既設学部・学科とともに作業を進め、大学院の内容も包含した「広島国際大学 自己評価報告書」を平成17年3月に作成した。また、博士後期課程の自己点検・評価についても、より高度な観点で点検・評価が行うことができるよう組織体制の強化を図っている。

今後は、平成20年度に受審した認証評価の結果を踏まえ、大学院の教育・研究を一層向上させるための自己点検・評価体制を適宜見直しながら、さらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

〔2〕実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学では、保健・医療・福祉・環境を中心に、“人間”を対象とした学問領域を包含した学部・学科、研究科・専攻を設置しており、そのために「人間と人間をとりまく社会や環境との調和のとれた共生」を目指し、現代社会が直面する諸課題への対応策の構築・快適で上質な社会環境の実現と提供、さらには、国際平和と福祉の向上に貢献することのできる人間性豊かな人材の養成を目標としている。

これらの目標を実現していくために、本学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、

- (1) 優れた感性、広い視野、高い倫理観と責任感を備えた人間性を培う。
- (2) 創造力・計画力・調和性を備えた実践力を涵養して、与えられた課題を解決できる力を養っていく。

さらに、自ら疑問点を見つけ、あるいは課題を設定して、それを解き進める、いわゆる自発的な学習の能力、意欲を身に付けさせる。

- (3) 国際舞台において、相互理解に必要となる多様な異文化や国際情勢に関する知識・実践的な語学能力・広い国際的視野を持って諸外国の人々と協働できる国際性を培う。

といった3点を主眼として教育を推進している。

具体的な取り組みとしては、

- 「チュートリアル」

それぞれの学生に自ら学習する習慣を身に付けさせるために、設置する全学部・学科で専門教育科目として少人数教育による『チュートリアル』(1年次配当・必修科目・1単位)を開講している。『チュートリアル』は本大学開設時から実施しており、効果を上げている。

○ 「基礎ゼミナール」

平成17年度から、『チュートリアル』に加え、導入教育として共通教育科目に『基礎ゼミナール』(1年次配当・必修科目・1単位)を開講し、さらに学習能力、意欲が身に付くことを目指し、実施している。

○ 「S S Pプログラム」

平成16年度からは、「S S P (Student Society Partnership) プログラム」と称した、学生の研究活動の活性化、地域社会との連携を目指し、外部団体(企業、自治体等)との共同企画を実現させるための助成金制度を設け支援している。これは、講義を中心とした正課の授業と課外活動を通じて得られる知識・技能ならびに人間形成を基盤とし、探究心と行動力、チャレンジ精神の涵養を目的としたプログラムであり、学生が地域社会の人々とパートナーシップを結び社会的価値のある活動を推進している。

○ 「国際交流センター」

本大学における国際交流及び国際貢献にかかる諸活動の推進を目指し、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。主に、学生及び教職員の海外留学・研修の推進・国際交流事業の実施・外国語教育の充実と教育課程の整備・留学生の受け入れをはじめ日本語及び日本事情に関する教育、国際的な社会貢献のための支援活動等を行っている。

○ 「入学前研修」

平成17年度から、入学予定者を対象に、入学する直前の3月に「入学前研修」を実施している。多種多様な考え方を持って入学してくる入学予定者に対し、学習することの楽しさや意欲・関心・動機付け・心構え等学習に対する原点に回帰させるきっかけにするとともに、入学後からのスタートダッシュをより円滑にするためのプログラムとなっている。開始当初、社会環境科学部(平成19年4月から工学部に改組)において実施し、平成19年度入学生には一部を除く11学科、平成20年度、21年度入学生には12学科において、平成22年度入学生には10学科において、平成23年度には、東広島キャンパス4学科、呉キャンパス3学科の計7学科において、それぞれの学部・学科の課題やテーマに沿った内容で実施している。

また、「自己評価委員会」では、これまで点検・評価を行ってきた各評価対象項目について、目標とする方向性や基準と照らし合わし、それぞれの達成度や進捗状況を継続して総合的に検証を行っていく。

〔3〕審議状況と今後の方針

「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」を中心として、平成20年度には、「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社会的責務」の評価基準に基づき、自己評価報告書を作成し認証評価を受審した。その結果を踏まえ、大学院の教育・研究をさらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

認証評価結果の中で、教育支援のための「総合教育研究機構」、研究支援のための「研究開発推進機構」及び国際交流を促進し学生の外国語能力を高めるための「国際交流センター」を設置し、学部・学科を越える形での教育・研究支援体制について、高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を検討していく。

また、「学生支援センター」の設置、リメディアル教育の実施など、学生の学習・生活支援体制が確立しており、「学生意識・動向調査」「新入生アンケート」「在学生満足度アンケート」「卒業生満足度アンケート」などを通じて学生の意見を聴取することも高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を検討していく。

〔4〕外部評価・第三者評価の実施

学校教育法等の一部改正により、大学は文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を平成16年度から、準備が整い次第定期的に受けることになっている。

平成20年度には、財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。また、心理科学研究科実践臨床心理学専攻における認証評価については、学校教育法等で定められている期間内（専門職大学院は5年以内）に、本専攻における認証評価を受けられるよう、既設の専攻において既に準備を始めているところであり、平成23年度に認証評価を受審する予定である。

今後も引き続き、全学的な「自己評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、学内外において広く指導を仰いでいく予定である。

〔5〕自己点検・評価結果の公表と結果の活用

本大学では、定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表するとともに、次回の評価までに重点改善項目を掲げることとしている。これらの改善項目については、「自己評価委員会」及び関連する部署が中心となって改善、見直しを加えるとともに、次回以降の点検・評価の対象とし、継続して注視・管理していくこととする。

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント(FD)活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について隨時改善に向けた対応を図

っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてFD活動の運営を続けてきたが、教員の更なる教育力向上が求められる状況から、FD推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学FD委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構」を、科学研究費補助金への申請の強化及び、外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推進機構」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」において検討を重ね、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

〔6〕自己点検・評価結果を基にした制度改革

(1)カリキュラムの改革

自己点検・評価の一環として「広島国際大学共通教育検討委員会」(以下「共通教育検討委員会」という)を平成15年2月に設置し、共通教育の在り方等の分析をはじめ、教員・学生からの意見・要望の聴取と、そのフィードバックを繰り返しながら、現在の教育課程の問題点等を洗い出すほか、大学全体(学部・学科及び研究科・専攻間の連携、キャンパス間の連携等)としての視点からカリキュラムの編成について鋭意検討を行った。

平成16年度後半から、この検討を基に問題点を解決し教育活動に反映させていくため「共通教育検討委員会」を発展的に解消し、「広島国際大学共通教育運営委員会」(以下「共通教育運営委員会」という)を発足した。平成18年度には共通教育の具体的な整備を検討し、平成19年度から順次カリキュラムを改正する等の見直しを行い、再編成した共通教育を導入した。これにより、「共通教育運営委員会」は平成19年3月をもって廃止、平成19年4月から共通教育の検討組織は「広島国際大学教務委員会」(以下「教務委員会」という)に移行した。

しかし、共通教育の運営上の責任体制を確立するために、平成20年1月には教務委員会に小委員会である「全学的教育システム検討委員会」を配置しカリキュラムの改善・改革を行うこととし、さらに大学全体の教育システムの随時改善を図り、常により質の高い教育を行っていくために、平成20年10月に「総合教育研究委員会」を設置、この中に小委員会として「全学的教育システム検討委員会」を配置することで、共通教育の運営上の責任体制を確立した。これによって共通教育科目の全学的配置、さらには全学的教育シス

ムの開発、推進、効果測定を行い、今後もカリキュラムの改善・改革を行っていく。

(2) 入試制度の改革

本大学における学部の入試制度については、開学当時から「公募制推薦入学選考」「一般入試」を基本とし、「外国人留学生入学選考」「帰国生徒入学選考」「社会人入学選考」を実施している。その後「専門学科・総合学科特別推薦入学選考」等、多様な受験生に対応した入試制度をはじめ、複数日程の試験方式や試験会場の増設等を行っている。平成17年度入試からは「AO入試」を導入し、学力だけの評価でなく、志望動機や入学意欲等人物的な特性を多面的に評価する入試制度についても積極的に取り入れている。平成23年度入試においては、より多面的な尺度で選考するよう「AO入試」に「セミナー受講型」「グループディスカッション型」「課題提出型」の3つの入試方式を設けている。

平成23年度の「一般入試」では、受験生の利便性に配慮するため、「一般入試前期A日程」「一般入試前期B日程」「一般入試後期」の計3回入試を実施し、このうち「一般入試前期A日程」「一般入試前期B日程」においては、試験日自由選択制として2日間実施している。さらに、複数学科(3学科まで)の併願を可能とし、試験会場は18会場設定している。

大学院入学者選抜については、現在、本大学学部生(後期課程においては本大学院修士)を対象とした「学内進学者入試」のほか、「一般入試」及び「社会人入試」を実施している。入試日程については、研究科毎に志願者の動向を踏まえ、出願期間及び実施時期を定めるなど、社会からのニーズにあわせ実施している。

これから入試制度の改革にあたっては、広く社会から意見を求めると共に過去からの入試結果データに基づき検討を進めているが、本大学の現状を分析する資料として、自己点検・評価の結果データ等も学生募集要項を策定する際の一助としている。

(3) キャリア指導・支援体制の改革

開学時に「就職部就職課」として、組織の運営が開始され「広島国際大学就職委員会」を設置するとともに、各学科から就職委員を選出し、「就職部」「学科就職委員」「研究室の指導教員」の三者が一丸となり、学生一人ひとりの希望や適性に応じて、きめ細かい指導の強化・充実を図っている。

各キャンパスにおいて、各学科特性に応じた各種講座、講演会、模擬試験、業界・企業研究会及び学内合同企業説明会等就職行事の実施・運営、企業人事担当者との就職懇談会の実施、学生の就職活動テキスト「キャリアガイドブック」の作成等、様々な就職支援活動を行っている。

求人情報の提供においても、情報化時代の進展に対応した新しい情報提供の形態として、学生が携帯電話・パソコンから自由にアクセスできるインターネット「CANDi キャンパス・ネットワーク」を平成12年度に導入し、求人・企業情報をはじめ、各種就職関連情

報の提供を行ってきた。平成 22 年度からは、「CANDi キャンパス・ネットワーク」をバージョンアップさせた、「広島国際大学ポータルサイト」に変更し、学生へ様々な情報提供を行っている。

そのほか、「キャリア開発」講座の開講やインターンシップ充実等、就業体験を身近に感じさせるプログラムを積極的に創設・実施している。

さらに、就職支援という枠に捉われず、低年次から学生個々のキャリア開発支援を展開する組織へと発展させることを目的とし、平成 17 年度に「就職部」を「キャリアセンター」へ、「広島国際大学就職委員会」を「広島国際大学キャリア支援委員会」へと発展的に改編する等、低年次から社会人基礎力養成を行うため組織変更を行った。

また、これまで保護者に対しての就職支援については、本学主催「教育懇談会」において就職状況の説明及び個人面談を行っていたが、平成 22 年度より、保護者への情報発信・情報共有の更なる強化を目的とし、「保護者のための就職ガイドブック」「就活ニュース」を発行するなど、就職について理解を深める新たな取り組みを開始した。このように、今後は本学において学生の就職支援の中心であるキャリアセンター、各学部・学科の研究室指導教員がさらに保護者との情報共有を行うことにより、学生が円滑に就職活動に取り組むことのできる体制を更に強化、充実を図る計画である。

11. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育・研究活動を行い、その結果を広く公表していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。本研究科の設置後も同様に、以下のとおり社会に対して広く情報を公表していく。

[1] 情報公表の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- (1) 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学あるいは大学院として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公表、提供していく。
- (2) 積極的な情報公表こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

[2] 情報公表の方法

本大学における主な情報公表の方法は、次のとおりである。

(1) 「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公表している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次公表している。

(2) ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹

介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや併設大学との連携事業等を紹介している。

また、時代のニーズに応えるため、平成17年6月には携帯電話からも閲覧可能な携帯版「広島国際大学ホームページ」を開設した。これにより、今や情報収集に欠かせないツールである携帯電話を介したリアルタイムの情報公表が可能となった。

平成18年5月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指すSEO(検索エンジン最適化)対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/purpose.html> (ホーム>大学紹介>大学の目的)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/organization.html> (ホーム>大学紹介>組織図)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html#d07>(ホーム>大学紹介>大学基礎データ)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/researcher/index.html> (ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/admission_p.html(ホーム>大学紹介>アドミッションポリシー)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>(ホーム>大学紹介>大学基礎データ)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/> (ホーム>在学生の方>シラバスの利用>電子シラバスのページ)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/studies/risyu.html>(ホーム>在学生の方>時間割・履修情報)

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/faculty.html#c7> (ホーム>大学紹介>広島国際大学学則)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gradoit.html#c5> (ホーム>大学紹介>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/regulation/index.html>（ホーム>大学紹介>各学部履修規定）

⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/index.html#c4>（ホーム>大学紹介【キャンパスマップ内】）

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するこ

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/expenses/payment.html>（ホーム>在学生の方>学費納入金額）

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/index.html#c2>（ホーム>在学生の方【学業内】）、
<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/index.html#c7>（ホーム>在学生の方【就職・キャリア支援】）、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/index.html#c5>（ホーム>在学生の方【心と体内】）

⑩ その他（学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果）

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/faculty.html#c7>（ホーム>大学紹介>広島国際大学学則）、
<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gradoit.html#c5>（ホーム>大学紹介>広島国際大学大学院学則）

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/index.html#c6>（ホーム>大学紹介【規定内】）

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/mext.html>（ホーム>大学紹介>文部科学省への設置認可・届出書類）

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/jihee.html>（ホーム>大学紹介>自己評価報告書）

また、本大学では、産官学の連携・協力によって、より豊かな社会が構築されていくものと考えている。このために全学的組織として平成15年度に「広島国際大学プロファイル委員会」を設置し、教員の業績や経歴に関する情報をホームページ上で外部に広く公開している。公表している項目は、教員の学位・専門分野・業績・経歴・社会貢献度・研究活動等の状況であり、その情報を基に産学連携・協力による複数の研究開発が既に進行している。平成18年4月からは、プロファイルシステムをリニューアルし、ユーザインターフェイスを向上させた。これらの公開情報は定期的に更新し、より強固な産官学の連携・協力を推進していく。

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公表している。

（3）学園案内・大学ガイド・英文要覧

本学を設置する常翔学園の、各設置学校について概要をまとめた冊子「学園案内」を作製し配布している。

また、本大学の建学の精神・教育の理念、大学の概要、地域貢献などの情報を要約して地域住民、研究機関、企業等に簡易に伝えるコミュニケーションツールとして、8頁の冊子「大学ガイド」を作製し配布している。

さらに、本冊子をもとに海外用に一部修正を行い、英語・中国語・韓国語に翻訳して、本大学国際交流センターへの来訪者や国際交流活動に係わる学外機関に配布することにより、国内だけでなく、海外にも本大学の情報について紹介している。

（4）研究者要覧の発行

産官学連携を密にするための情報ツールとして、平成18年度から「研究シーズ集」を作成している。平成19年度には「研究者要覧」に名称を改め、全教員についての専門分野と研究テーマを網羅した内容で、共同研究支援・研究開発成果の発信・技術相談・地域に根差した特色ある研究開発の促進を図るために情報冊子として役立てている。また、产学連携の一助となるよう「広島国際大学研究紹介」を作成し、「本大学の研究シーズ」と「地域産業界のニーズ」のマッチングを図り、本大学と地域が連携・交流し、協同して研究開発を推進することとしている。そのため官公庁・研究機関・他大学等に広く配布し、産官学連携の一層の強化を図っている。

さらに、平成22年度には、「研究者要覧」をホームページにも掲載し、キーワード検索機能等を設け、学内はもとより外部に広く公表し、产学連携の一助とした。

（5）学生への成績評価情報の提供

学生に対する成績評価方法や成績評価内容について、毎年度発行しているシラバス及び平成17年度から導入した電子シラバスによって学生に周知している。今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程においても、学修体系や進路に合わせた履修モデルを提示し、学生が目指す進路の方向性や成績向上に資することのできる編集を進めしていく。

（6）広報誌の発行

本法人の広報誌である「Flow」を、年4回（5、8、11、2月）発行している。同誌には、本法人の将来計画、理事会報告、財務状況、設置各大学教員の教育・研究活動の状況、入試状況、就職状況、その他教育・研究全般に亘る幅広い情報を分かりやすい内容で公表している。官公庁をはじめ、マスコミ各社、全国の主要大学等、広く関係各方面に送付している。また、5月発行分は在学生の父母等にも送付し、本大学の現状を公表しているほか、8月発行分は卒業生向けに編集し、本法人設置学校（前身校を含む）の全卒業生にも送付している。

一方、本大学では、主に学生に向けた学内情報誌として、「広国大キャンパス」を年

4回発行している。これは、不特定多数を読者とする前述の「F1ow」とは異なる視点に立って編集したもので、教員の教育・研究活動に関する情報を学生向けの内容で構成し、提供しているほか、学生の課外活動をはじめとするキャンパスのトピックス等も紹介している。

なお、「F1ow」及び「広国大キャンパス」は、本大学ホームページ上でも自由に閲覧が可能である。

(7) セミナー、シンポジウム等の開催

本大学では、教員の多様な研究領域を活かして、日頃から地元東広島市、呉市、広島市のはか、広島県内の病院団体や職能団体と共に、セミナーやシンポジウム、講演会を開催している。また、本大学の教育や研究の成果を広く社会に公開・還元する取り組みとして、平成15年度より公開講座推進委員会を立ち上げ、全学的な公開講座の推進を図っており、平成16年度からは公開講座「広島国際大学 咲楽（さくら）塾」を各年度の前期と後期に分けて実施している。“学ぶ楽しさを大きく咲かす”をコンセプトに、日頃の研究成果を積極的に公表・提供する機会として、本大学の学部・学科や学際領域毎に年間通じて講演テーマを編成し、多様な分野・研究領域において最新のトピックスを題材にした講演会を開催することで、「地域に開かれた大学」「地域に貢献する大学」を目指している。今後も全学的にセミナー、シンポジウム等を定期的に実施することにより、社会に対しての情報発信に努めていく。

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程においては、既設の研究科と同様に、基礎となる学部・学科がこれまでに実施しているセミナーや公開講座の開催にも参画する予定である。

[3] 今後の計画

学校教育法の一部改正により、社会に対する説明責任を果たすとともに、大学教育の質を向上させる観点から、教育情報の積極的な公表を促進することになっている。

財務状況、入学・就職状況をはじめ、本大学の運営状況、教育・研究活動の現況、社会人入学等の生涯学習支援体制等について、本大学学生・教職員はもとより、広く社会に公開していくことを目標に、「自己評価委員会」を中心に具体的な検討を進めている。

とりわけ、研究活動の公表については、毎年、各教員の研究活動の状況調査を行い、これらの調査結果を研究活動・研究業績としてとりまとめ、年報やホームページ等によって、学部・学科単位で公開していく。また、今般設置する薬学研究科に係る設置認可書類及び設置計画履行状況報告書についても、ホームページ等で情報提供及び公表を行う計画である。

12. 教員の資質の維持向上の方策

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

〔1〕 FD委員会の設置

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成15年度にFDをより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成16年度には同委員会を「広島国際大学FD委員会」（以下「FD委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

「FD委員会」は、学長によって選任された20人の教職員が中心となって、次の取り組みや今後の実施提案を行っている。

- (1) 学外講師による講演会の企画、実施及び教員の研修会参加に関すること。
- (2) 全教員が教育力を高めるための支援活動として「FD News Letter」を発刊。
- (3) 学生による「受講生満足度調査アンケート」の実施、結果の分析及び授業改善のための方策の検討。
- (4) 「成績評価の適正化に関するアンケート」の実施とガイドラインの作成。
- (5) その他FDに関すること。

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

〔2〕 教員対象研修会の実施

より優れたシラバスの作成方法や、学生による授業評価結果を基にした教員の教育能力向上のための具体的な方策を探っているが、これには専門家からの事例報告・助言等が不可欠である。そのため、教員が学内外において、研修会等に参加できる機会を積極的に設けている。

学外での研修会への参加については、年数回複数の教員を派遣している。平成17年3月に「大学コンソーシアム京都 第10回FDフォーラム」、平成18年8月に「FDと大学教育改革」へ参加し、参加した教員による報告会を実施する等、他の教員にも同様の知見を得る機会が持てるよう配慮している。

学内における研修会については、平成 17 年 1 月に佛教大学 教育学部 教育学科 助教授 原 清治 氏を招き、「新たな『教育評価』をめぐって－大学コンソーシアム京都・FD フォーラムの実践例から－」と題して講演会を実施した。その後、平成 18 年 1 月には畠山 創 氏（代々木ゼミナール）の講演会（演題「最初の授業で全てが決まる！」）を、平成 19 年 1 月には宇佐美 寛 氏（千葉大学 名誉教授）の講演会（演題「わかりやすい授業」）を、平成 19 年 11 月には谷本 美彦 氏（宮崎大学 副学長）の講演会（演題「大学の教育力の向上と授業公開」）、平成 20 年 11 月には村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学 名誉教授）の講演会（演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」）、平成 22 年 2 月には濱名 篤 氏（関西国際大学 学長）の講演会（演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」）、平成 22 年 10 月には穂屋下 茂 氏（佐賀大学教授）の講演会（演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」）を実施した。

また、平成 18 年 10 月には学内教員による講義における工夫や取り組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」を初めて実施し、続く平成 19 年度においては 2 回（7 月、1 月）、平成 20 年度は 2 回（7 月、1 月）、平成 21 年度は 1 回（7 月）、平成 22 年度は 2 回（9 月、1 月）実施した。さらに、平成 19 年度には教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施し、以降、毎年度前期・後期に授業公開の期間を設け、継続して実施している。

〔3〕学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から毎年、全ての学部において、学生による授業評価を実施している。

評価の方法は無記名のアンケート方式としており、質問項目は授業の理解度を中心とし、加えて自由記述できる項目を設けている。評価の結果については当初、教員の自主的な閲覧に任せていたが、開学 2 年目からは、該当科目の評価票を当該教員にそれぞれ届けることとし、評価の低い教員に対しては学長自らが授業の改善を促している。

学生の評価内容を各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員と学生がそれぞれ資質を高め、積極的な創意工夫の上に個性を發揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、学生による「受講生満足度調査アンケート」の結果を教員にフィードバックする際、全教員に対してアンケートの質問項目等に関する調査を行い、その結果を「FD 委員会」において検討し、「受講生満足度調査アンケート」が教育内容や教授法の改善にとってより効果的なものとなるよう改良を重ねている。

〔4〕学生の資格取得支援

本大学には、国家試験受験資格等、ライセンスと直結した教育課程を持つ学部・学科、研究科・専攻が多く、これらは将来像も明らかで教育目標も明確である。特に、これらの学科、専攻に所属する教員は、本大学の理念と将来の目標が完遂できるよう、教育の内容

や方法の改善・向上について組織的に取り組んでいる。

例えば、国家試験等の出題科目に対応・関連する授業科目を担当する教員間においては、それぞれの授業内容に整合性が保たれるよう密なる連絡調整や必要となる申し合せを行っている。また、オムニバス方式を含め、複数の教員で担当する授業科目についても、担当者間で同様の打ち合わせを行い、相互に連携のとれた授業の実施を図っている。

〔5〕実践的な授業手法の習得

教育・研究面での事業計画における諸施策と連動するよう、施設・設備の効果的な整備を展開し、適宜ソフト・ハードの両面で最新設備機器の導入を行っている。

例えば、PCLL 教室、遠隔授業システム、CALL システム等、授業運営に関する設備には最新鋭の機器を導入している。教員は、専門領域に違いはあるものの、マルチメディアに代表されるこれらの機器類を活用した授業の実施・運営法を積極的に取り入れている。

〔6〕その他の活動

その他、教育・研究内容の向上及び活性化のための取り組みとして、次のとおり、実施している。

- (1)「広島県教育委員会」との連携による県下の高校生を対象とした公開授業の実施をはじめ、「教育ネットワーク中国」による高大連携事業への協力、「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」による公開講座の開催等、地域の要請に応える新たな取り組みにも積極的に参加している。
- (2)「大学教員の教育力向上のための方策の構築」「シラバスの活用」をテーマとして、私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)の交付を受け、教育改革に取り組んでいる。
- (3)本大学が求める教員像を明確化しここに到達するため、教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。

以上

資料目次

- 【別紙資料1】 広島国際大学組織体系図
- 【別紙資料2】 広島国際大学就業規則
- 【別紙資料3】 任用規定
- 【別紙資料4】 特任教員規定
- 【別紙資料5】 客員教員規定
- 【別紙資料6】 広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)の教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料7】 広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)入学から修了までの指導体制およびスケジュール
- 【別紙資料8】 広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)施設・設備配置図(専用・共用)
- 【別紙資料9】 広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)の教育体系図(学部教育との関連図)
- 【別紙資料10】 広島国際大学学位規定(案)
- 【別紙資料11】 広島国際大学大学院教員選考規定

【別紙資料 1】

広島国際大学 組織体系図

《基礎となる学部・学科との関係及び大学院改編にかかる新旧対照》

学部	大学院	
	改組前(現行)	改組後
	平成23年度	平成24年度
保健医療学部	医療・福祉科学研究科 入学定員 医療工学専攻M 10人 医療工学専攻D 2人	医療・福祉科学研究科 入学定員 医療工学専攻M 10人 医療工学専攻D 2人
診療放射線学科 臨床工学科 総合リハビリテーション学科	→	→
医療福祉学部	医療福祉学専攻M 5人	医療福祉学専攻M 5人
医療福祉学科	→	→
医療経営学部	医療経営学専攻M 5人	医療経営学専攻M 5人
医療経営学科	→	→
心理学部	心理科学研究科 入学定員 臨床心理学専攻D 2人 実践臨床心理学専攻P 20人 コミュニケーション学専攻M 5人 感性デザイン学専攻M 5人	心理科学研究科 入学定員 臨床心理学専攻D 2人 実践臨床心理学専攻P 20人 コミュニケーション学専攻M 5人 感性デザイン学専攻M 5人
臨床心理学科 コミュニケーション心理学科	→	→
工学部	工学研究科 入学定員 建築・環境学専攻M 5人 情報通信学専攻M 5人	工学研究科 入学定員 建築・環境学専攻M 5人 情報通信学専攻M 5人
建築学科 情報通信学科	→	→
看護学部	看護学研究科 入学定員 看護学専攻M 10人	看護学研究科 入学定員 看護学専攻M 10人 看護学専攻D 3人
看護学科	→	→
薬学部		薬学研究科 入学定員 医療薬学専攻D 2人
薬学科		→

【備考：平成24年度の変更事項】

- ・薬学部薬学科（6年制）を基礎となる学部・学科とし「薬学研究科医療薬学専攻博士課程」を設置する。
- ・「看護学研究科」に博士後期課程を設置する。

【別紙資料2】

広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

第5条 新たに職員として採用された者には、6ヶ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

- 勤続3年以下の者 3カ月
勤続3年を超える者 6カ月
勤続5年を超える者 10カ月
勤続10年を超える者 12カ月
- ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき
ハ 刑事事件に関し起訴されたとき
ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき
ホ やむを得ない業務上の都合があるとき
ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき
- 2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。
- 3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

- イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。
- ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間
ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間
ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間
ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内
ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

- 2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。
3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるものほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

- 第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。
- イ 定年に達した年の年度末(3月31日)
ロ 死亡したとき
ハ 退職を願い出て受理されたとき
ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条 定年年齢は、満64歳とする。

2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

- イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき
- ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき
- ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならぬ。

- イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと
 - ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること
 - ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること
- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならぬ。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。

- 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
- 5 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 8 学長は、業務の都合により第3項および第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

- 第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。
- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。
 - 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

- 第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。
- 2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。
 - 3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。
 - 4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日)

- 第19条 職員の休日は、つきのとおりとする。
- イ 日曜日(法定休日)
 - ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ハ 12月29日から翌年1月3日まで
 - ニ 学園創立記念日(10月30日)
- 2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。
 - 3 前2項にかかわらず、用務員のうち保安要員の休日は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日振替)

- 第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。
- 2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するもの

とする。

(時間外勤務および休日勤務)

- 第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。
- 2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

- 第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させことがある。

(年次有給休暇)

- 第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

- 2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につぎのとおり年休を与える。

11ヵ月以上 20日

11ヵ月未満 19日

10ヵ月未満 18日

9ヵ月未満 17日

8ヵ月未満 16日

7ヵ月未満 15日

6ヵ月未満 14日

5ヵ月未満 13日

4ヵ月未満 12日

- 3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。

- 4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。

- 5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

- 6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

- 7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に請求することができる。
- 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日
- c 職員が結婚するとき 奈式の日を含む連続する5日

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするととき、以下の範囲で申し出た日数

- a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
- b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするととき、以下の範囲で

申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

- 2 特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかつたときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員は、1歳に満たない子(配偶者が当該子の1歳に達する日以前に、その子を養育するために育児休業をしている場合にあっては、1歳2ヶ月に満たない子)を養育するときは、1年間を超えない範囲で育児休業を申し出ることができる。

- 2 職員は1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するときは、子の1歳到達日(1歳2ヶ月に満たない子を養育する場合にあっては、当該育児休業の終了予定日)において、本人または配偶者が育児休業を取得しており、つぎの各号のいずれかに該当する場合に限り、育児休業の延長を申し出ることができる。

イ 保育所(児童福祉法に規定する保育所に限る)に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であつて育児休業の対象者となる子の親であり、1歳(1歳2ヶ月に満たない子を養育する場合にあっては、当該育児休業の終了予定日)以降養育に当たる予定であった配偶者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

- 3 3歳未満の子を養育する職員から申出があつたときは、所定勤務時間を超えて勤務させない。

- 4 3歳未満の子を養育する職員で育児休業をしていない者から申出があつたときは、1日2回そ

それぞれ30分または1日1回1時間を所定勤務時間から免除する。

- 5 前4項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員は、要介護者を介護するときは、介護休業を申し出ることができる。

- 2 要介護者を介護する職員で、介護休業をしない者から申出があったときは、1日の所定勤務時間を短縮し、または第16条第3項もしくは第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。
- 3 前2項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

- 2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。
- 3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出退勤)

第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

- 2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること

ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
 - ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
 - ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
 - ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
 - ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき
- ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき
- ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき
- チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定めるセクシュアルハラスメントおよびその他の人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生・生徒の、人権を侵害したとき

リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ 謴責は、始末書をとり将来を戒める。

ロ 減給は、始末書をとり、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ 出勤停止は、始末書をとり、1ヵ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ 降格は、始末書をとり、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書をとり、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けないで即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

- 2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定をうけたときは、公傷病休暇とする。

- 2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。
3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかつた場合であつても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

付 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、2010年4月1日から施行する。
- 3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。
- 4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

【別紙資料3】

任用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他 の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任および転任をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号または第2項の職員を同条第1項の他の号の職員もしくは第2項の職員に 任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用してい る職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用してい る職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければな らない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

- イ 専任の職員
- ロ 特任の職員
- ハ 嘱託の職員
- ニ 客員の職員
- ホ 非常勤の職員

2 前項のほか、必要により臨時要員を採用することがある。

3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののはかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

- イ 教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

- ロ 事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

- イ 教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

高等学校教諭、中学校教諭

- ロ 研究職員の資格 研究員二級、研究員一級、特別研究員

- ハ 技術職員の資格 技師一級、技師二級、技師三級

4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

- イ 事務職員

区分	資格	
管理職	参事、副参事	
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級 専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

- ロ 医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

5 前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員あるいは技術職員として採用する。

2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭、中学校特任教諭

ロ 研究職員の職階

特任研究員

ハ 技術職員の職階

特任技師

3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

(嘱託の職員)

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できるとき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアソポーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務嘱託として採用することができる。

4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規則および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員または技術職員として採用する。

2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 研究職員の職階

客員研究員

ハ 技術職員の職階

客員技師

3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

2 非常勤講師は、つきの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学非常勤講師任用規定に定める。

4 第1項の非常勤講師のほか、大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学においてはティーチング・アシスタント(TA)を、大阪工業大学大学院においてはリサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)およびテクニカル・サポーター(TS)を、摂南大学においてはスチューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

5 前項の職員の採用の基準、手続等については、ティーチング・アシスタント(TA)要項、大阪工業大学大学院リサーチ・アシスタント(RA)要項、大阪工業大学大学院ポスト・ドクター(PD)要項、大阪工業大学大学院テクニカル・サポーター(TS)要項および摂南大学スチューデント・アシスタント(SA)要項に定める。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つきの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要が生じたとき

ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(雇用期間)

第14条 専任の職員の雇用期間については、専任教員規定および高等学校専任教諭規定に定める。

2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。

4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

(採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。
イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき
ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき
ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。
イ 履歴書
ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)
ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)
ニ 職務経歴書
ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)
ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書
ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの
3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、校長が行う。
3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。
イ 書類審査
ロ 面接試験
ハ 筆記試験
ニ 適性検査
ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

- イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか
- ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか
- ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任

(昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

- 2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、校長が行う。
- 3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

- イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)
- ロ 人事考課(事務系職員)
- ハ 筆記試験
- ニ 面接試験
- ホ 実技試験
- ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が

優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させことがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させことがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じことがある。

第5章 雜則

(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 改正前の付則第3項および第4項の適用については、なお従前の例による。

【別紙資料4】

特任教員規定

(趣旨)

- 第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任教員(以下「特任教員」という)の職務、資格、雇用期間、給与等について定める。
- 2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭および中学校特任教諭については、特任教諭規定に定める。

(職務)

- 第2条 特任教員は、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う。

(資格)

- 第3条 特任教員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任教員は研究職員選考基準に定める資格を、特任教員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

(雇用期間)

- 第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、必要により1回に限り更新することができる。
- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、5年以内で別途雇用期間を設定する。
- イ 教育遂行上の必要性があると理事長が認めたとき
 - ロ 学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき
- 3 満70歳を超える者を特任教員に採用することはできない。ただし、校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(就業規則等規定の適用・準用)

- 第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第12条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあっては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第12条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。
- 2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあっては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。
- 3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 学内出講料は、別表第4学内出講料支給基準に基づき支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2 前項にかかわらず、校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができるとができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年1月16日制定の特任教員規定および昭和40年3月31日制定の特任教員給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教員規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教員給与内規は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定および同内規により任用された者の職務、資格、雇用期間、給与等については、なお従前の例による。
- 3 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。ただし、同日以後に任用する者については、その任用手続時から適用する。

別表第1 特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
研究職員	特任研究員	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

別表第2 特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任に準じる職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3 特任の研究職員・技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
研究職員	研究職員選考基準に定める特別研究員相当者を1号俸、研究員1級相当者を2号俸、研究員2級相当者を3号俸とする。
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4 学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定および同施行細則(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定および同施行細則(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則)を準用して学内出講料を支給する。

【別紙資料5】

客員教員規定

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第11条に定める客員の職員(以下「客員教員」という)の職務、資格、雇用期間、給与等について定める。

(職務)

第2条 客員教員は、優れた業績、見識、経験をもって特に委嘱された職務を行う。

(資格)

第3条 客員の教育職員は、各大学・大学院の教員選考基準に定める大学教員の資格を、客員の研究職員は研究職員選考基準に定める資格を、客員の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身ともに健全にして、教育の充実または学術研究・共同研究の推進もしくは大学運営に対して貢献が期待できる者でなければならない。

(雇用期間)

第4条 客員教員の雇用期間は、1年とする。ただし、必要により更新することができる。

2 満70歳を超える者を客員教員に採用することはできない。ただし、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(就業規則等規定の適用)

第5条 客員教員には、任じられる職務に応じて学校法人常翔学園就業規則(広島国際大学に採用された者にあっては、広島国際大学就業規則)の定めを準用し、その都度、個別に設定し、雇入通知書をもって本人に通知する。

2 客員教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用しない。

(支給する給与)

第6条 客員教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸とし、別表第1により支給する。

2 前項にかかわらず、客員の技術職員については、臨時要員に関する内規を準用し、第10条に定める学内出講料は支給しない。

3 前2項にかかわらず、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

(役職手当)

第8条 学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 授業を担当する者には、非常勤講師出講料支給内規(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学非常勤講師出講料支給内規)を準用して出講料を支給する。

2 卒業研究指導を担当する者には、学内出講料支給規定施行細則第4条(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定施行細則第3条)を準用して卒業研究指導手当を支給する。

(その他の手当)

第11条 研究または講演などを依頼した場合は、交通費・謝礼などを支給する。

(役員・職員の兼務者)

第12条 学園の役員または専任職員等として勤務している者が、客員教授を兼務している場合、第7条の本俸は支給しない。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、各校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- この規定は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以後に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 昭和40年6月11日制定の客員教授規定および昭和40年6月11日制定の客員教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学客員教授規定および1998年2月2日制定の広島国際大学客員教授給与内規は、廃止する。

別表1 客員教員年俸表

職階	1号俸	2号俸
	学長が特に任せた職務を委嘱された者	授業、特別講義など限定された職務を委嘱された者
客員教授	600,000円	100,000円
客員准教授		
客員講師		
客員研究員		

広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）の教育課程及び履修モデル

【履修モデル】

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 保健・医療、福祉施設志向モデル
② 教育研究機関志向モデル
③ 海外医療活動志向モデル | 高度実践看護師及び指導的看護師(看護部長、看護師長)等
大学、研究機関における教育研究職等
海外協力隊員やAMDAなどNPO関連の国際看護の専門職等 |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|

【教育課程】

◎=必修科目、○=選択科目

科目区分	授業科目的名称	単位数		保健・医療、福祉施設 志向モデル			教育研究機関 志向モデル			海外医療活動 志向モデル			
		必修	選択	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	
看護実践科学領域	基礎分野 基本専門基	国際看護・保健実践学特論		2									
		看護実践科学研究特論	2		◎			◎			◎		
	分野 生活支援看護学	成人老年生活支援看護学演習		2									
		成人老年看護実践・教育学演習		2	○								
		母性生活支援看護学演習		2						○			
		小児生活支援看護学演習		2									
	健康保健学分野	健康発達・健康障害学演習		2									
		ヘルスケア実践科学演習		2				○					
		生涯健康保健学演習		2									
		精神保健看護学演習		2									
看護実践科学特別研究		12		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
修得単位数					16			16			16		

【修了要件及び履修方法】

○修了要件

当該課程に3年以上在学して、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

○履修方法

- ①「専門基礎分野」の授業科目から必修科目2単位以上を修得すること。
- ②各分野の選択科目の中から、計2単位以上修得すること。
- ③①②および「看護実践科学特別研究」12単位を含め、合計16単位以上を修得すること。

広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）

入学から修了までの指導体制およびスケジュール

【入学から修了までの指導体制】

1. 履修指導

- ・授業科目の履修指導は、より高度な専門知識を効果的に修得させるため、研究計画に基づいて当該学生の指導教員が行う。
- ・効果的に科目を選択できるよう、希望する進路に応じた履修モデルを設定するが、履修指導にあたっては、学生個々の資質と希望に従って柔軟に行う。
- ・指導教員は、学生個々の理解度、学修及び研究の進行度を確認しながら定期的に指導する。
- ・原則として1年次に「専門基礎分野」「生活支援看護学分野」および「健康保健学分野」の必修科目と選択科目の特論や演習を履修し修了させ、2年次以降には研究に専念できるように指導する。
- ・『看護実践科学特別研究』においては、研究のための資料収集、文献研究や基礎研究を1年次から行うよう指導し、2年次には指導教員だけでなく学内外の教員や研究者から研究方法や内容についての助言を受けながら研究を進め、3年次後期までに博士論文を作成するように指導する。

2. 評価

- ・各科目の担当教員は、学生の理解度や進捗度等を学期ごとに一定の評価基準を設けて評価し、成績を学生支援センター呉学務課に提出する。呉学務課より各個人に成績を報告する。
- ・教育上有益と認められるときは、必要に応じて学生に、他の大学院等及び本大学院の他の研究科の講義科目の履修を認め、修了に必要な単位に算入することを可能とする。
- ・学会等の研修会の受講を授業内容として認めることが積極的に推進する。

3. 研究指導

- ・指導教員は、学生個々の研究目的が達成できるように指導・助言を行い、それぞれの研究意欲・目的・関心に沿った研究課題を自ら選択させ、具体的な研究方法の指導、文献研究等を通じて、段階的に研究を深化させ、自立して研究を継続しうる高度の研究能力を養成するとともに、論文作成ができるよう指導する。
- ・高度専門看護職を目指す者については、その実務的な専門領域に関連する研究課題を選択させ、これに関する研究の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果をあげることができるよう指導する。
- ・受験希望者は、受験前にあらかじめ希望分野の指導教員等に連絡をとり、各専門分野の教育・研究内容の説明を受け理解した後、主指導教員を内定する。
- ・入学時に主指導教員を決定し、研究テーマを決定させる。同時に、研究テーマに関連する分野の教員 1 名を副指導教員として決定する。副指導教員は、主指導教員とともに、特別研究の指導・助言等を行う。
- ・1 年次では、具体的な研究テーマに基づく詳細な研究計画書を作成させる。自らの研究課題・方法等を明らかにし、資料収集や基礎的な研究手法を身につけるよう指導する。また、研究内容については、看護学部倫理委員会に申請書を提出して審査を受けさせる。倫理委員会での承認後に研究を開始させる。
- ・2 年次には研究を推進させる。また、「中間発表会」を公開で行い、そこでは指導教員だけでなく学内外の教員や研究者から研究方法や内容についての助言を行う。学会や研究会への参加等も奨励し、積極的に発表するよう指導する。研究の中間的成果については、学生相互においても十分に討論するよう指導する。博士論文の作成に向けては、主・副指導教員のみならず、複数の教員が多方面から総合的に指導する体制を構築する。
- ・3 年次には研究をさらに推進すると共に、博士論文を作成するよう指導する。学会や研究会への参加等を奨励し、結局的に発表して批評・助言をもらい、博士論文作成の参考にさせる。後期には博士論文を完成させ、学位論文審査に関連する書類とともに呉学務課に提出する。主査および副査による試験・試問、および公開方式の「最終発表会」による審査により、学位の質の担保を図る。

【入学から修了までのスケジュール】

	学生の修学課題	教員の指導体制
入学前	・希望分野の指導教員との面談	・教育・研究内容の説明 ・主指導教員の内定
入学時	・研究テーマの決定	・主・副指導教員の決定 ・指導教員による履修指導 ・研究テーマの決定
1年次	・必修科目、選択科目の特論や演習の履修 ・具体的な研究テーマ、研究課題等の決定 ・研究のための資料収集や基礎研究 ・看護学部倫理委員会での倫理審査申請	・研究計画書の検討と指導 ・倫理審査申請のための書類作成指導 ・研究計画に基づいた履修指導
2年次	・研究の推進 ・中間発表会 ・学会・研究会への参加・発表 ・博士論文作成の準備	・研究の指導 ・中間発表会での発表指導 ・学会・研究会参加の奨励・発表の指導 ・博士論文作成指導 ・学生相互の討論促進
3年次	・研究の推進 ・学会・研究会への参加・発表 ・博士論文作成 ・学位論文審査申請 ・主査および副査による試験・試問 ・最終発表会	・研究の指導 ・学会・研究会参加の奨励・発表の指導 ・博士論文作成指導 ・申請書類の作成指導 ・主査および副査による試験・試問 ・最終発表会での発表指導

広島国際大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）
施設・設備配置図（専用・共用）

- ・本研究科の使用施設（専用・共用）に係る校舎内の図面は省略する。

[院生研究室詳細図]

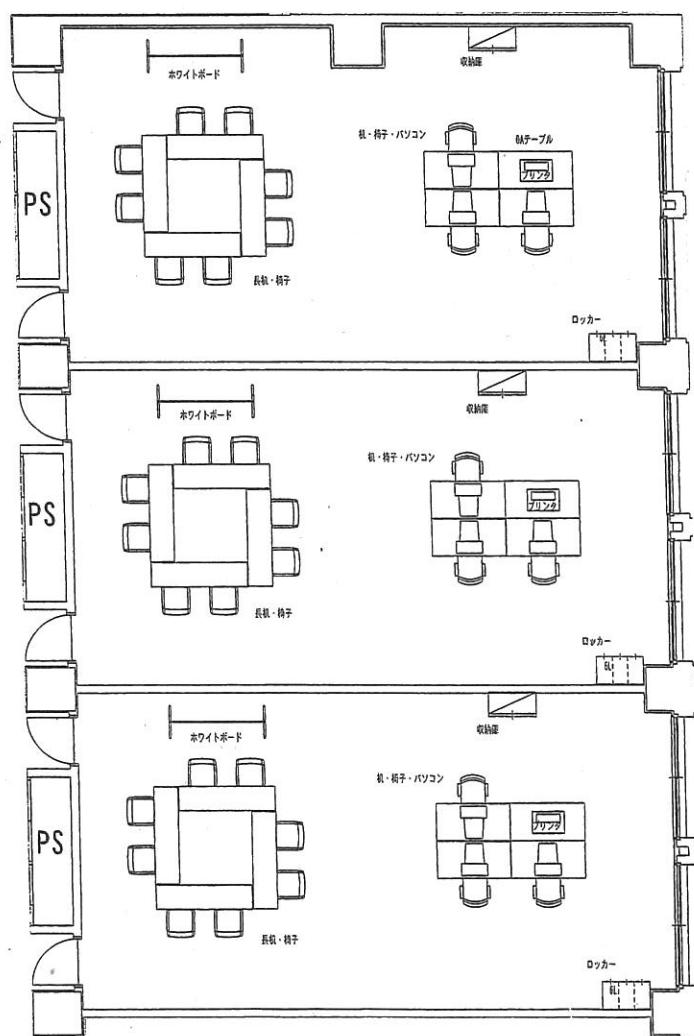
看護学研究科 看護学専攻（D）（吳キャンパス 2号館 8階）

[室 数] 3 室

[面 積] 約 72 m² (3 室)

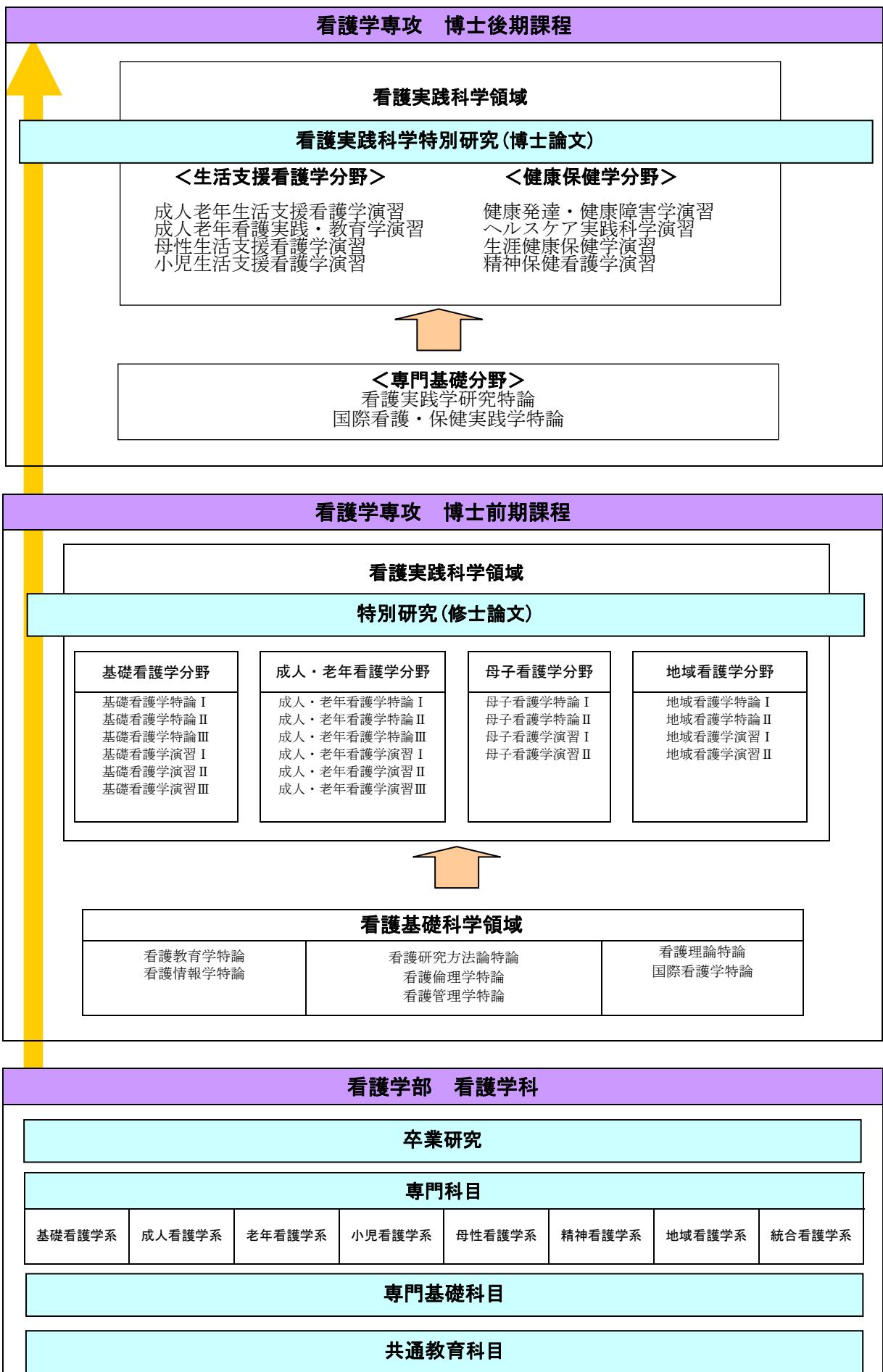
[収容人数] 9 人 (3 室)

- [主な設備]
- 机、椅子 (各 9 台) (9 人分)
 - 長机 (12 台)、椅子 (24 台)
 - OA テーブル (3 台)
 - ホワイトボード (3 台)
 - 収納庫 (3 台)
 - ロッカー (6 人用 : 3 台)
 - パソコン (9 台)、プリンタ (3 台)



【別紙資料9】

広島国際大学大学院 看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)の教育体系図(学部教育との関連図)



【別紙資料10】

広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

(学位)

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士(専門職)および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療工学)

博士(臨床心理学)

修士(看護学)

修士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(コミュニケーション学)

修士(感性デザイン学)

修士(工学)

臨床心理修士(専門職)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(医療福祉学)

学士(医療経営学)

学士(臨床心理学)

学士(コミュニケーション心理学)

学士(工学)

学士(看護学)

学士(薬学)

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。
- 3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。
- 4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
- 5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

- 2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。
- 3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

- 2 研究科委員会は、学位論文審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。
- 3 審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について合格または不合格を議決する。

- 2 研究科委員会は、前項に規定する議決を行う場合には、委員会構成員(海外出張者、休職者および長期欠勤者等を除く)の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の規定により合格または不合格を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。
- 3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。
- 3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。
- 4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。
- 3 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その

者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議のうえ、合格または不合格を議決する。

2 前項の議決を行う場合の定足数等については、第12条第2項の規定を準用する。

3 第1項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条第1項または第17条第1項の議決を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。

3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。

4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつきの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

2 前項の研究科委員会または教授会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、その博士論文の内容の要旨および博士論文審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを作成することができる。この場合、学長は、その博士論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前各項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第7章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長会議および学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。

- 2 この改正規定は、2012年4月1日から施行する。
- 3 2011年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

○博甲第　　号	
学位記	
氏名	
大学印	
年　　月　　日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得しきつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
論文題目	
年　　月　　日	
広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

○博乙第　　号	
学位記	
氏名	
大学印	
年　　月　　日生	
本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を授与する	
論文題目	
年　　月　　日	
広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

様式第3

第4条の規定により授与する学位記の様式

○修第　　号
学位記
氏名
大学印
年　　月　　日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の〇〇課程において所定の単位を修得しあつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(〇〇)の学位を授与する
年　　月　　日
廣島国際大学長
印

備考　規格は、A4判とする。

様式第4

第4条の2の規定により授与する学位記の様式

○修専第　号
学位記
氏名
大学印
年　　月　　日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したので〇〇修士(専門職)の学位を授与する
年　　月　　日
廣島国際大学長
印

備考　規格は、A4判とする。

様式第5

第5条の規定により授与する学位記の様式

○学第 号	
卒業証書・学位記	
氏名	
大学印	
年 月 日生	
本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める	
広島国際大学○○学部長	印
本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士	
(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

広島国際大学大学院教員選考規定

(準拠)

第1条 任用規定第8条の教育職員のうち広島国際大学大学院学則第8条に定める大学院教員の選考については、この規定の定めるところによる。

(大学院教員)

第2条 大学院教員(専門職学位課程を除く)を、博士前期課程または修士課程(以下「修士課程」という)担当教員および博士後期課程担当教員に分け、それぞれを研究指導および授業担当の教員、研究指導の補助担当の教員ならびに授業のみ担当の教員に分ける。

2 専門職学位課程担当教員は、授業担当の教員とする。

(修士課程の研究指導および授業担当教員の資格)

第3条 修士課程の研究指導および授業担当教員になることができる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- ロ 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(博士後期課程の研究指導および授業担当教員の資格)

第4条 博士後期課程の研究指導および授業担当教員になることができる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- ロ 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(研究指導の補助担当の教員および授業のみ担当教員の資格)

第4条の2 修士課程および博士後期課程の研究指導の補助担当の教員ならびに授業のみ担当の教員となることのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- イ 第3条および前条の各号のいずれかに該当する者
- ロ 研究上の業績があり、研究指導の補助あるいは授業を担当する能力・識見があると認められる者

(専門職学位課程の授業担当教員の資格)

第4条の3 専門職学位課程の授業担当の教員となることができる者は、つぎの各号のいずれか

に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- イ 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- ロ 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(担当教員の選考)

第5条 担当教員(専門職学位課程を除く)の選考は、当該研究科長の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が行う。

2 専門職学位課程の担当教員の選考は、当該専攻長の申請に基づき、専門職学位課程委員会が行う。

(提出書類)

第6条 前条第1項の選考にあたり、当該研究科長は、つきの書類を大学院委員会に提出しなければならない。

- イ 所定の履歴書
 - ロ 所定の教育研究業績書
- 2 前条第2項の選考にあたり、当該専攻長は、つきの書類を専門職学位課程委員会に提出しなければならない。
- イ 所定の履歴書
 - ロ 所定の教育研究業績書

(選考決定)

第7条 担当教員(専門職学位課程を除く)の選考は、大学院委員会の表決によって決定する。

2 専門職学位課程の担当教員の選考は、専門職学位課程委員会の表決によって決定する。

(非常勤講師の選考)

第8条 非常勤講師の選考については、この規定を準用する。ただし、選考決定は、当該研究科長の申請に基づき、学長が行うものとする。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、学長ならびに大学院委員会、研究科委員会(専門職学位課程に関する条項については、専門職学位課程委員会)の意見を聞き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2007年4月1日から施行する。